

成立期日本信用機構の論理と構造(上)

TSURUMI, Masayoshi / 麿見, 誠良

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

45

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

31

(終了ページ / End Page)

85

(発行年 / Year)

1977-12-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005699>

成立期日本信用機構の論理と構造(上)

露 見 誠 良

はじめに

第一章 日銀創設と手形決済制度をめぐる対抗

一 「連帯為替」制度と単一銀行主義

二 手形交換制度と支店銀行主義

第二章 明治三四年金融恐慌と預金銀行主義的再編

一 明治中期日銀信用の転換

二 恐慌下における破綻銀行の資金分析

a 資金運用と株式投機

b 「鞘取」銀行主義について

c 日銀借入れと市中借入れ

d 手形再割引と保証信用

三 銀行集中の二系列——救済同盟と銀行系列化

(以下次号につづく)

はじめに

明治以来、現在に至るまで日本信用機構は本来的な金融市場をもつことはなかった。後発国が直面する上からの産業資本の育成は、縦型の融資集中機構を不可避とし、横へ拡がる自律的資金循環への胎動は、その実現を阻まれたのである。ならば日本資本主義は閉鎖的性格を固持し、全く金融市場形成の可能性をもたなかったのであろうか。否、この自律への可能性は日本信用機構の形成とともに次第に横への胎動を強め、ついには第一次大戦期に至って手形割引市場の創設に結実する。しかし、やっとおとづれた日本信用機構の青春も戦後恐慌の激動のなかで開花する暇も与えられずしぼんでしまう。それ以降、日本において自律的な金融市場は、陽の目をみる事がなかった。それゆえ日本信用機構は金融市場分析の視角から把握しうるものではなく、より広義の資金融通機構分析に視点をずえることによってその特質を把握することができる。日本信用機構がはらむ多様な可能性とその実現過程は、横への胎動を吸収・包摂してゆく縦型の融資集中機構の再編によって高次化してゆく銀行間資金融通機構のうちに示される。この小論の第一の視角は、第一次大戦期以前にその骨格を与えられた成立期日本信用機構の構造的特質を、銀行間資金融通機構における縦と横へのベクトルの合成として明らかにすることにある。

日本信用機構の構造は、不断に展開する横へのひろがりを含む縦型の資金融通機構として成立するが、それを成立せしめる論理は、自生的なものではなく先進欧米の金融思想の導入によって与えられた。アメリカに範をとめる国立銀行制度からロンドンに範とする日本銀行の創設への大転換における英米金融思想の対抗が、成立期日本信用機構の底流をなす。アメリカ国法銀行主義の骨格をイギリス預金銀行主義の体系に再編しなすことの困難が、成立期日本信用機構の多元的性格とその動揺を惹き起す。英米を典型とする二つの預金銀行主義、すなわち単

一銀行主義と支店銀行主義のはざまにあって、自生的金融基盤に規定されながら日本の預金銀行主義は如何にして自らを確立してゆくのか、英米の異った位相をもつ金融思想の導入が如何なる信用機構を創出するのか、創出過程における矛盾対抗を明らかにすること、これがこの小論の第二の視角である。

このような二重の視角から、まず前半において、明治一五年日銀創設を画期とするアメリカ国法銀行制からイギリス預金銀行制への転換が、日本の資金融通機構に如何なる構造的特質を刻印したかを追求する。銀行間資金融通における最初の機構をなすコルレス網とその決済制度における分裂を、「連帯為替」制の挫折と手形交換制創設における対抗として、第一章でとりあげ、第二章において、明治三四年金融恐慌を「鞘取」銀行から預金銀行体制への転換にともなう金融危機としてとらえ、資金融通機構の構造的再編の方向と展望を検討する。

次に後半において、預金銀行主義への大転換にともなう胎動する横断的資金融通機構として、明治三〇年代から四〇年代にかけてのコール市場と手形再割引「市場」の実態をビルブローカーの経営分析をとうして検出する。そのうえで、後発国日米共通の単名手形優位のなかで、中央銀行信用をバックに手形割引市場を創設しようとする大正初年のアメリカ *National Monetary Commission* 構想の日本への導入をあきらかにする。日銀創設以来イギリス預金銀行主義の制圧のもとで伏流を余儀なくされたアメリカ金融思想の復興の意義は先進帝国におけるロンドン割引市場に対する後進帝国に則した独自の手形割引市場創設の論理の発見にはかならない。コルレス網→コール→手形割引→手形再割引をめぐる日本信用機構の編成原理における縦から横へのくみかえの可能性を『銀行通信録』を素材にして検討する。

第一章 日銀創設と手形決済制度をめぐる対抗

一 「連帯為替」制度と単一銀行主義

日本における近代銀行は、明治八年（一八七五）を画期とする国立銀行にその起点を発する。維新変革における政府紙幣の増発によるインフレーションの収束と近代銀行の確立を同時に解く範例として、南北戦争後のアメリカ *National Bank* が掲げられた。アメリカ国法銀行制度は合州国に根ざす地方分権主義によって、州単位の支店をもたない孤立的な単一銀行（unit banking system）からなり、ロンドンを中心とする多数の支店をもつ大銀行からなるイギリスの支店銀行制度（branch banking system）と二つの典型をかたちづくる。この支店の有無にもとづく銀行制度の違いは、その国の金融構造・金融市場のあり方を大きく左右する。⁽¹⁾ 日本における国立銀行の導入・確立は、維新政府と結びつき大蔵省・府県為替方として全国支店網を形成しつつあった三井・小野・島田組などの伝統的な為替両替商体制から、支店をもたない近代的な単一銀行制度への転換を意味する。維新変革の過程で大阪を中心とする旧来の高度な信用関係は破壊され、自らの立脚点を失った巨大両替商は維新政府の大蔵省・府県為替方を掌握することによって新たな体制へ適応してゆく。府県為替方業務に早くからとりこんでいた小野組は、明治五年すでに二一の出張所をもち、立ち遅れた三井も明治六年にかけて一三に及ぶ支店網を設け全国的な為替網を構築していった。⁽²⁾ しかし、紙幣回収に苦しむ維新政府は、旧幕藩体制よりうけつがれた三井を筆頭とする巨大為替商による支店Ⅱ為替網にかわって、国立銀行を軸とする金融機構の創設を志向する。府県為替方を軸とする旧両替商による為替網にかわって支店をもたない国立銀行群相互の決済機構すなわち支店にかわる全国にひろがる密集したコルレス網とその決済の軸点をなす手形交換機構の構築が緊急の課題となる。

全国流通網の形成にともなう遠隔地為替取引に対応すべく、一五六におよぶ孤立した国立銀行群は、まず相互にコレス網を自生的につくりあげてゆく。そのさきがけは、明治七年第一国立銀行による小野組長崎支店との約定に求められるが、本格的展開は明治十年代に入ってからである。『銀行局報告』によると、明治十二年六月末において本店一五〇、支店七九、コレス線三三八であったが、翌年一三年六月末には、本店一五二、支店九四、コレス線一〇二七と飛躍的な拡大をみた。そのうち東京・大阪に統括するもの、それぞれ二二一、一六三、各地交互連絡するもの五二五、府県管内のもの一一八であった。東京では三井、第一、第三十三、第四十四国立銀行が、大阪では第十三、第三十二、さらに地方では宮城第七十七、福島第六、新潟第四、横浜第七十四、長崎第十八国立銀行など各地方の中心的銀行が大きな比重を占めている。東京・大阪は全国コレス網の両軸をなすが、明治一二年から一三年にかけて地方間のコレス網は著しい拡充をみ、東京・大阪両軸の集中度は五九%から三八%へ低下した。この東京・大阪統括コレス網の集中度の低下は、両都の都市大銀行の比重の低下を意味するものではない。全国コレス網創出の牽引をなす第一銀行は、明治一〇年(上期末)には未だ一〇線にとどまっていたが、小野、島田両巨大両替商の破綻によって二八におよぶ府県為替方を引受けるとともに、一一年三〇、一二年九八、一三年一二五と飛躍的に増大した。⁽⁴⁾ また旧両替商から近代的銀行への脱皮をはかった三井銀行は一三年上期末に三三支店と三六コレス線を保有するに至った。⁽⁵⁾ 一三年の段階では、第一が主として東京以西を中心にコレス網を伸ばしていったのに対し、三井は東北・北海道を中心に展開しつつあり、その東への進出の拠点は、第一・第四・八戸第百五〇の支店網に依拠するものであった。⁽⁶⁾ 明治一〇年から一三年を画期に第一・三井など都市巨大銀行と地方大銀行とのあいだに全国的コレス網の橋頭堡が築かれていたのである。

明治一〇年代初頭における第一・第十三などの都市大銀行と、第四、第十八などの各地方における中心的大銀行を軸とする地域的コルレス網の形成を基礎にして、東京銀行集会所の前身をなす沢井善会において全国的統一決済制度の創設が議論された。明治一〇年七月第二回沢井善会において沢井栄一は「銀行相互に他店発行の紙幣を以て各交換準備の内に加へ⁷⁾ることによって銀行券流通を促進すべしと大蔵省に開票したことを報告している。この議題は大蔵省の内示をうけ同年一一年、地方銀行は「東京に於て一の『コルレスボンデンス』を設け損壊紙幣との交換」を行う「銀行敗裂紙幣交換⁸⁾」が起稿提出され、翌一二年二月銀行成規改正によって具体化された。これは国立銀行券の交換のためのコルレス網創設を認めたものであり、創設された国立銀行相互の交流機構が現実的課題として要請されつつあることを示している。これと平行して沢井は第一銀行より米國銀行研究のためアメリカへ留学派遣し帰国したばかりの種田誠一を中心に全国的な統一手形決済機構の創設に力を注いでいた。

明治一一年七月、第一二回銀行集会において第三十三銀行支配人種田誠一によって「為替広通方法」として提起された。これをうけ第十三回集会において渋谷栄一は「ゼエボンス氏通貨論の憑信の部」を訳出しロンドンにおける手形決済機構の概要を紹介している。こうした準備を経て一一年一〇月第一五回集会において「交換所設立及び『コルレスボンデンス』法広通の議案⁹⁾」として正式に議題として提出された。種田は、まず手形決済機構における英米銀行制度のちがいから出発する。イギリスにおいては「大銀行は多くの支店を有するから手形決済は本支店間の振替ではたされるが、米國銀行は各地各群の銀行皆各独立するを以て英國の如く本店の數支店を統括する」ことができないから、ロンドンとは違った「一つの良法」すなわち「紙幣交換準備」制が生れる。十六交換府銀行を選び、そこへ府内地方銀行は一五%の紙幣交換準備を預け入れ、錯綜するコルレス網は相互の当座勘定を通して最終的に交換府銀行の紙幣準備によって決済される。これに対して日本の「銀行は既に米國銀行の方法に基き設けられ

た」から、アメリカ紙幣準備銀行制によるべしと次の如く具体案を提示する。「各都会の地に在る巨大銀行を以て各地方銀行の発行紙幣交換店たる名儀(即ち代理店)を有せしめ、而して其交換店に於ては各地方銀行紙幣の準備を転備すべきを以て又是に従て『コルレスボンデンス』広通の方法を設くべき」と。すなわち東京・大阪・京都・名古屋・長崎・新潟等の交換府を選び、その都府銀行は地方銀行から紙幣準備を利子付きで預かる。その為替決済は「其約束あるにあらざれば之を振出すことを得ず且彼此互に差引計算の手数有るを免ぬ」「為替手形を用ゆるに及ばず」、当座預金小切手に類似した「振出手形の広通を約束する」によるとする。この単一銀行制度に着目したアメリカ流の当座預金による為替決済制度を創出しようとする第三十三銀行種田案に対して、第一銀行において先駆的にコルレス網をつくりあげつつあった渋沢栄一はコルレス網の拡張にともなう決済制度の必要について異議はないが、第一銀行において「其方法の如きも已に略腹案を設け未だ之を發議するに至らず」とし「他日議定せんことを要す」⁽¹⁰⁾と決した。

翌月の第一六回集会において再び議論され、渋沢は、為替および銀行紙幣交換法に二つの方法があると整理した。銀行条例と抵触する法の改正を求め「一律遵行すべき方法」をとるか、法改正によらず「同盟銀行の間に行ふべき私的條款を選定して施行する」⁽¹¹⁾かであり、その根拠にはアメリカ準備銀行制とロンドン支店銀行によるコルレス網との違いが顔をのぞかせている。議論は法制によって都市小銀行が交換店となった場合に生ずる不測の困難をめぐって、種田誠一(第三十三)原六郎(第百)と安田善次郎(第三)原善三郎(第二)原田銀造(第四)との間に対立をみたが、種田は都市小銀行の交換による一時的窮迫に対しては、凶師嘉民(第五)のロンドンクリアリングハウスの得失論をうけて、アメリカの例をひき「紙幣交換準備の爲め資本の内若干の金円を大蔵省に納致」し、さらに「交換所を設置し以て其職務を便にし交換の途肅然と」⁽¹²⁾することによって資金の緩急に應ずることができ

と答えた。ここに至って種田は「此交換方法の如きは到底今日の急務」であるから、「互約を欲する者は照らして之を行ふべき旨に条例の改正あらんことを要望」する線で妥協をはかった。二月第一七回集会において「国立銀行発行紙幣交換法設置之儀に付建白」の議案が作成され提出された。

各地方銀行より発行する紙幣の多くは東京・大阪等に湊集するが、条例によれば東京・大阪の本店銀行以外は交換の方法がなく、とくに地方銀行は不便であるから、「米国交換店設置の方法を酌量し」東京・大阪を交換店とする交換準備の三分の一による振替決済を認可するよう法改正を政府に要求する。この議案に対して、原・安田・辻（第四）北川（第十五）より交換準備の運用部分を二分の一と拡大し、「東西を一にして代理店一座を設くる」べしと交換準備の資金固定をできうるかぎり回避しようと「痛論劇議」に及んだ。この抵抗に対し渋沢は一步譲り「交換準備は準備金額の半額と定め交換店は東京・大阪に於て適宜に一店を置く」ことで衆議をまとめ、政府へ建策することと落着した。

改善会を中心とするアメリカ交換準備制に範をもとめた全国的為替決済機構創設の構想はついに政府当局の容れるところとはならなかった。しかしこの構想は、地方銀行の地道な努力によって「連帯為替」構想と姿をかえて具体化していった。全国的コルレス網は東京・大阪の大銀行を中心に地方大銀行との間に次第に形づくられていったが、各地に点在する国立銀行全体を結ぶ脈管体系は、地方銀行主導の「連帯為替」構想の実現によって構築されることになる。先進長崎の第十八国立銀行によって提唱された「連帯為替」構想は、一五〇をこえる国立銀行のうち「為替取組の約定をなせしものは其中僅少に過ぎず、故に為替の取組甚だ不便にして隔地間の金融円滑ならず」、この地方為替取引の困難を打開するものであった。「連帯為替を開き、先づ東京・大阪の両地に同盟銀行の根拠を置き、又函館・仙台・新潟・名古屋・広島・長崎等の各地に取扱店を置き、其他の銀行は区域を定めて之を取扱

店に連続するもの」で、全ての為替取組を「東京・大阪両根拠店に於て貸借振替勘定を以て其の局を結ぶ」⁽¹³⁾集中決済機構に他ならない。この「連帯為替」構想は、アメリカ交換準備制を範とするさきの「銀行紙幣交換」構想をひきつぐものであった。後者が東京銀行集会所による地方↓都市へと集中する都市大銀行主導の銀行券決済機構であり政府の法制化を志向するのに対し、「連帯為替」構想は地方中小銀行↓地方大銀行↓都市銀行へと下から上へとつみあげてゆく地方大銀行主導の地方分権的色彩を色濃く帯びる全国的決済機構であった。

第十八国立銀行の提唱による「連帯為替」制はまず明治一三年九州銀行同盟会の成立によって九州地区で成立した。地方大銀行を中心とする荷為替取引の振興と相まって九州銀行同盟会は「連帯為替」制を九州の地方的なものから全国的なものとし、全国の集中為替決済機構を構築しようとする。明治一六年第十八銀行松田源五郎を派遣し「全国連帯為替施行の儀」⁽¹⁴⁾を携え、日銀および東京銀行集会所と交渉を開始する。しかしこの雄大な構想も日銀・東京・大阪の消極的姿勢に直面し、実現を阻まれた。日銀は当時銀行条例改正等の為め事務繁忙を理由に、また東京銀行集会所は「全国各銀行大集会開設の義」「我同盟会に於ても曾って企図せし所なりと雖ども未だ時機の至らざるを察して之れを発せざりし」⁽¹⁵⁾と種田構想の挫折を想起し、時期尚早を理由に不同意を表明した。「連帯為替」制はその決済軸をなす東京・大阪において拒否されたが、九州につづいて予讃銀行同盟会の発起により明治二一年中国・四国銀行同盟会、さらに二六年には国立銀行一三行が集って奥羽北海銀行同盟会の成立によって、本州中部を除く全ての地域を包摂するに至った。⁽¹⁶⁾全国的「連帯為替」構想は、九州・中国・四国・東北・北海道をひろくおおおうものとなったが、中央の拒否によって包囲網を統括する決済軸を欠き、九州・中国・四国・東北・北海の地域な為替網にとどまり、その決済力はほとんど奪われてしまった。その決済効果を増大するためには「連帯為替」の地域的範囲を拡大するしかなく、中国四国の場合には、銀行同盟に参加しない銀行や中国四国に本店をもつ大阪

支店の連帶為替制の参加を許した。さらに九州と中国四国の兩「連帶為替」は三〇年に連帶取引を開き、三三年には西日本全体をおおう西部銀行同盟が結成され、東日本の東北海銀行同盟と対峙するに至った。この東西にひろがる「連帶為替」制を兩翼に、都市および地方大銀行をつなぐ東京・大阪を軸とする本州中部の私的なコレス網が結びつくことによって、支店なき国立銀行制度に適合したコレス網の骨格が創出されたのである。

「連帶為替」制に対する日銀・東京・大阪の拒否の根柢には、日本銀行創設を境とするアメリカ国法銀行主義からイギリス預金銀行主義への大転換が横たわっている。西南戦争によるインフレと為替相場の下落到直面した維新政府は、松方正義の兌換銀行券によるインフレ収束策に拠って、発券中央銀行＝日本銀行の創設を敢行した。伊藤によるアメリカ国法銀行を範とする国立銀行制度は、その根幹にはらむ弱点ゆえに中央銀行を頂点とするイギリス預金銀行体制へと転換する。松方は『日本銀行創立旨趣の説明』(明治一五年)において中央銀行創設の理由として「第一金融を疎通する事第二会社銀行を補助する事第三金利を低下する事第四國庫出納の事務を負担する事第五外國手形を割引する事」の五項目をあげている。その基本は、地方大銀行とコレス網を結び、低金利で手形を再割引することによって民間金利を低減し、一時的な資金不足を補い、勃興する企業活動を金融的に支えることにある。この日銀信用による低金利資金通機構が成立するためには、日銀を頭とする全国的支店網を必要とする。各地に老大な支店網を構築するかわりに「各地方に於て堅確なる国立銀行を以て支店と同視し之れとコレスボンダンスを結約」する。この日銀のコレス網の創設によって「貨幣流通の線路始めて全国に貫徹」し「貨幣の繁閑始めて平準調均するを得」る。すなわち「各地方に對峙して互に連絡融和の氣乏しく」「甲銀行に剩余ありと雖も以て乙銀行の不足を補う能はず」創立期国銀行の分散孤立性を克服しようとする。地方有力銀行とコレス網をつくりあげることにより、老大な支店によって「恰も心臓の血液循環を司どる」⁽¹⁷⁾巨大な支配力を掌中にした独仏の大陸

型中央銀行にならったのである。

日銀は明治二六年に至るまで大阪支店をもつにすぎず、一六年六月各地国庫金取扱代理店たる銀行とコルレス約定を結び、年末には「本支店約定先を合せ五五ヶ所」⁽¹⁸⁾に達した。さらに漸次京都・神戸・馬関など枢要の地に国庫金取扱代理店以外のコルレス約定を結び二年には一九〇に達した。⁽¹⁹⁾こうした日銀を軸とする上からの全国的コルレス網構想は、九州・中国・四国・東北・北海道の周辺から地方有力銀行を牽引車として東京・大阪の都市大銀行へ集中する「連帯為替」制構想とは相いれない。地方銀行↓地方有力銀行↓都市大銀行への集中過程は、中央銀行の創出過程に他ならず、その頂点に立つ都市巨大銀行はワシントンに対するニューヨークの如く、半ば「中央銀行」の位置に立ち日銀の支配力に拮抗し凌駕する可能性をもつものであった。それは自由主義思想を奉ずる田口卯吉が「上策」とする三井・第一の二大銀行の合併による中央銀行構想を現実的たらしめる唯一の過程に他ならない。田口は「各地に対する為替の如きは中央銀行自ら営まずして従来⁽²⁰⁾の如く三井第一及び其他の銀行に委託し」地域的繁閑は「之を救ふこと決して中央銀行の力を俟つを要せず苟も支店若くは『コルレスボンデンス』のある地方に於て有無相通して相殺へり」⁽²¹⁾と、都市大銀行を中心とする民間の自力のコルレス網のもつ力量を大きく評価したが、その周辺にひろがる「連帯為替」制こそが、絶対主義的官治的中央銀行にとってかわる地方分権的中央銀行を生み出す起動力だったのである。官治的色彩を色濃くもつ日本銀行にとって全国「連帯為替」制は自らの存在を根柢から揺がす否定すべき構想に他ならなかった。それゆえ、日銀は、独仏中央銀行にみられる巨大な支配力をとめて、本来決済軸をなす東京・大阪の都市大銀行のコルレス網と「連帯為替」制による地方的為替決済機構とを分断し骨抜きとし、自ら都市および地方の大銀行の本支店との間に密集した全国的コルレス網を創出していったのである。

集中決済機構を欠いた「連帯為替」制は、手形交換所において郵便為替交換が三四年東京・大阪・京都・神戸で、

三六年横浜・名古屋で実施され送金手段が整うにつれその効力を減じていた。三六年五月第五回西部銀行同盟会は「連帯為替の存在せずとも不便を覚ゆの憂ひなければ」とその廃止を提起したが、廃止するに及ばずと続行が決定された。形骸化した西日本の「連帯為替」制の正式の廃止は大正十二年四月に至って実行されたのである。⁽²³⁾

(1) この点については、名著 R. S. Sayers, *American Banking System*, 一九四八(邦訳森川太郎『アメリカの銀行組織』)を参照。複雑なアメリカ銀行組織も、古典に位置するロンドンの金融史家の眼を透過することによって、ウィウイドな個人的な相貌を呈する。拙論は、このロンドンに対するニューヨークからなる比較史的座標軸を設定することによって日本の銀行組織の特質を、たんに歪みとしてではなく、内在的な可能性をもつものとして析出することを目的とする。

(2) 『三井銀行一〇〇年のあゆみ』一九頁

(3) 『銀行局第一次報告』『第二次報告』『日本金融史資料・明治大正編』第七卷上五三頁、一六四頁。この小論ではカタカナ文はひらがな文に改めた。

(4) 『第一銀行史上巻』三六九—三七二頁

(5) 『三井銀行計画書』『日本金融史資料・明治大正編』第三卷四五一頁

(6) 支店別コルレス線分布をみると、第一銀行は本店三九、大阪三六、横浜六、西京三、神戸七、仙台・石巻・盛岡各一、釜山浦四であり、三井銀行は本店一二、大阪四、西京三、神戸一、横浜二、赤間関一、函館四、青森三、小樽三、札幌三である。(『日本金融史資料・明治大正編』第三卷四五一頁および『第一銀行史上巻』三七二頁)

(7) 『振替会録事』『日本金融史資料・明治大正編』第二卷八頁

(8) 同 二七頁

(9) 『銀行集會理財新報』第六号『日本金融史資料・明治大正編』第六卷一九一—一九三頁

(10) 同 一八五頁

(11) 同(第七号)一九五—一六頁

(12) 同(第八号)二〇二頁

(13) 『連帯為替制度の沿革』『大阪銀行通信録』第三一三号T二・九

- (14) 『東京銀行集会所半季報告』第六回『日本金融史資料・明治大正編』第二卷一三四頁
- (15) 同（第八回）一四五頁
- (16) 『明治財政史』第一四卷九九六頁
- (17) 『日本金融史資料・明治大正編』第一四卷九九四頁
- (18) 『日本銀行沿革史』第一集第二卷六一五頁
- (19) 『日本銀行營業報告』『日本金融史資料・明治大正編』第十卷 日銀コルレスボンデンスは明治三年一旦解約され、二三年再契約となり、二六年には一〇三ヶ所二〇六万七千円となり、三三年一七ヶ所三四七万六千円へと膨張し、その後は漸減をたどる。それゆえ、日銀コルレス網は明治三四年恐慌直前にはその確固とした全国網を創出しおえたとは判断できよう。
- (20) 『中央銀行を論ず』『日本金融史資料・明治大正編』第五卷五五三—五六三頁
- (21) 『日本銀行創立の主意書を説む』『東京経済雑誌』第一一九号M一五・七・八
- (22) 『大阪銀行通信録』第六七号 M三六・五
- (23) 同第三三三号 T一二・九 伊予銀行同盟は形骸化に抗し独自に伊予連帯為替を開始した。同一五一号 M四三・四

二 手形交換制度と支店銀行主義

渋谷栄一の率る東京銀行集会所における明治一一年「銀行準備交換」の建白から一六年「連帯為替」制の拒否への推移のうちに、都市大銀行の方針転換をよみとることができる。第一・三井などの都市大銀行は、種田構想Ⅱ「銀行準備交換」の建白の挫折ののち、地方銀行と独自にコルレス網を構築し、その為替決済機構として手形交換所の創設に利害関心を移していった。

渋谷は明治一二年ごろより沢善会において、アメリカを範とする交換準備制による為替決済に代って、ロンドンの手形交換所による手形決済の紹介に努めている。『東京経済雑誌』第一号に「交換所ノ事」を掲載し、地方銀行—コルレス—ロンドン銀行—イングランド銀行からなる手形決済機構を紹介し、この「英国の美制を羨む」とその方

向を明らかにし、「一、二年の後に」交換所を設立し、「東北地方の決算は総て東京交換所を以て之を統べ西南は総て大阪を以て之を統べ」⁽¹⁾る手形交換所による全国手形決済機構の創設を展望する。アメリカ交換準備制の導入を志向する種田構想に対する渋沢の異和感⁽²⁾は、ジェヴォンズのロンドン手形決済機構の翻訳のうちに読みとることができ⁽³⁾る。しかしながら種田構想の基本条件をなす法改正が受入れられなかったことから、紙幣準備制に代って手形交換所設立へ問題関心を移行させていった。政府にたよることなく民間の自力で為替決済機構を創設すること、この可能性を総力をかけて追求する、この渋沢の夢は大阪手形交換所の誕生によって具体化の第一歩を印した。

渋沢は明治一〇年七月東京において摂善会を組織し、つづいて翌一一年大阪に同様の組織を設けるべく働きかけ、翌一二年大阪銀行集会所の前身をなす「銀行苦楽部」が設立された。渋沢がまち望む手形交換所設立が、大三輪長兵衛(第五十八) 外山脩造(第三十二) 熊谷辰太郎、井口新三郎(第一)を中心にして準備され、ついに一二年一二月大阪交換所は「東京為換の売買と同業者間資金の貸借」⁽³⁾を開始した。旧幕藩体制下の全国の商品流通の要をなし信用取引が高度に発達し「常に二億万円余の巨額に」⁽⁴⁾達したといわれた大阪の高度の信用関係は維新変革における両替商体制の崩壊とともに衰退したが、明治一〇年代に入り復興を芽をみせはじめた。大阪交換所の創設はこの高度の信用関係の遺産をより近代的形態のもとで再生しようとするその最初の宣言に他ならない。

旧幕時代の商都として蓄積をもつ大阪に対し、現金取引優位の東京においては、手形取引は新たに上から導入しなければならず、手形交換所の創設も立ち遅れた。渋沢は大阪交換所の設立をうけて摂善会において一三年三月より東京手形交換所創設を提議し、ついに「交換所を設置し及び為替打合をも取扱ひ又集会を兼用すべき」⁽⁵⁾銀行集会所へ摂善会を再編することを決定する。同年八月手形交換を目的とする東京銀行集会所が設立されたが、手形交換は狭隘な手形流通のもとでは直ぐに開始することができなかった。まず「第一銀行外十五行の申合に依て集会所中

に為替取組所を設け⁽⁶⁾、各地宛の為替取組をなすに止まった。同時に渋沢は現金取引優位の東京において手形取引を普及定着すべく手形法規の制定にのりだした。日本銀行創設をひかえ、その前提をなす手形流通の普及を志向する大蔵省と軌を一にして、明治一五年一二月為替手形約束手形条例が布告された。こうした手形法の整備および日本銀行の創設をうけて一六年七月「手形取引を拡張し金融の活動を喚起せんとするの旨趣を以て」⁽⁷⁾為替取組所を為替取組、手形売買を目的とする手形取引所へ再編した。つづいて二〇年一二月、第一銀行を中心とする手形取引振興の努力が実り、念願の東京手形交換所が一六行(本店一〇、支店六)によって創設された。

明治二〇年渋沢栄一の永年の課題であった手形交換所が東京・大阪の両都に活動を開始したが、その決済方法は最初ニューヨーク手形交換所における小切手決済から、ロンドン手形交換所における中央銀行当座勘定決済へと移行した。この移行は中央銀行をもたないアメリカ流の国立銀行体制から日銀創設によるイギリス預金銀行体制への転換に照応する。大阪交換所は出発点において日銀をもたず、交換所小切手決済をとらざるをえなかったが日銀の成立を機に明治一七年日銀当座勘定決済に改めたが成功せず旧制度に後退した。一方東京手形交換所も出発点において交換所小切手決済を実施したが、明治二三年六月日銀当座勘定取扱の改正によって振替決済が可能となり、二四年三月日銀当座勘定決済による東京手形交換所が設けられた。つづいて大阪手形交換所においても二九年四月より日銀当座勘定決済が採用され、ここに全国信用取引の旋回軸をなす東京・大阪においてロンドン預金銀行体系にならった日銀当座勘定決済による手形交換所が構築されるに至った。⁽⁸⁾

九州・中国・四国・東北・北海道にひろがる「連帯為替」による地方大銀行主導の体系的コルレス網と、本州中央部における都市大銀行を先導とする個別的コルレス網により全国的為替網は編みあげられ、その為替決済機構として、ロンドンを範とする手形交換所がまず東京・大阪に設立され、つづいて神戸・京都など主要都市に波及して

いった。三〇年に神戸・三一年京都・三三年横浜・広島・三五年名古屋・三六年岡山・四五年金沢・関門、大正二年函館・小樽と第一次大戦勃発までに一二の交換所が設立された。明治三〇年代がその設立の第一次の山とすれば、大正後期が最大のピークをなす。昭和二年において連合会加入手形交換所は二六ヶ所に達する。⁽⁹⁾その決済方法は日銀支店のない地方都市で現金決済、横浜・神戸で横浜正金当座勘定、それ以外は日銀当座勘定決済であった。

しかし、手形交換所の現金節約の利益は交換所加盟銀行に限られ、加盟資格を得るためには日銀当座勘定開設をはじめ厳しい条件を満たさなければならず、都市小銀行および地方銀行はその利益を享受することができなかった。手形交換所に加盟していない都市部の本店銀行および支店銀行が手形交換に参加しうる方途として代理交換制がある。⁽¹⁰⁾明治二四年の東京手形交換所規則は、ニューヨーク手形交換所にならって代理交換規定をもっていたが、受託銀行の責任が厳格であったために空文化してしまった。三十年の規則改正によって緩和され、また日銀が加盟銀行以外の支払手形、小切手を収納しないこととしたために、代理交換銀行は著増するに至った。とくに三二年に入って手形小切手決済の円滑化のためにひろく代理交換への参加をよびかけたためにその年六〇行の増加をみ、総数八三行(店舗数一二九店)をかぞえるに至った。三二年末の代理交換の内訳を受託銀行別にみると、第一は九行一四店、帝國商業九行二二店、第百は八行一九店、東海七行一六店、明治商業六行九店、第三十五銀行四行四店であり、大手五行で全体のほぼ半ばの四三行の代理交換を受託しているが、その関係は未だ固定したものは少く、変動が激しい。またその代表をなす第一銀行の第一次大戦期までの受託銀行数の変遷は三五―三七年をピークとし以降漸減をたどっている。このことは三四年金融恐慌後に東京での代理交換制が一応の定着をみたことを物語る。⁽¹⁰⁾大阪手形交換所においては、明治二九年より代理交換が始まったが、三五年以前に代理交換参加銀行は四行にすぎず、三六年以上期には全く別の五行にとどまっている。大阪においては三八年の規則改正と有志銀行の推進によってピー

クに達するが、その活動はふるはなかつた⁽¹¹⁾

都市部の中小銀行にとつては代理交換ルートが開かれていたが、地方銀行には手形交換への参加ルートは都市に支店を設ける以外に方法がなかった。二四年の出発時において東京銀行集会所加盟支店銀行は、第十三、第三十二の大阪都市大銀行に限られていたが、三二年には第二、第四などの地方大銀行の加入により一六行に及んだ。大阪では東京都市大銀行五行以外に地方銀行八行が支店を設置した。このような東京・大阪への支店設置は全国商品流通と結ぶ地方大銀行以外の中小銀行にとつては不可能であつた。この便宜を提供するものとしてロンドンにおいては地方交換ルートが整備されていた。しかし東京・大阪手形交換所においては市内の銀行に宛てた手形のみを対象とし地方に宛てた手形は排除されたために東京手形交換所は地方的手形決済にとどまらざるをえなかつた。日清戦後、地方間の資金移動は著しい発展をみ、その全国的金融網は次第に東京・大阪（門司）を中心に編成されていった。東日本は東京が、西日本は大阪が全国金融網の中核機能をはたすに至つた⁽¹²⁾。この点を注目して日本銀行検査局長小野英二郎は日本において地方手形交換が可能であることを論証した。日本の金融は東京・大阪の二大系統からなり、各地方に対し両地は貸方に立つ。すなわち明治三一、二年の東京より各地に対する貸勘定超過額は半季間約二千六百万円から六千一百万円であり、大阪の貸勘定超過額は約三千二百万円ないし四千三百万円にのぼり、それとは別に大阪は東京に対し半季間約五百万円から二千万円の借勘定となつてゐる。このような「地方は中央都府に對して常に借方に立てるの事実ある以上は中央より地方に對する送金為替の如き毫も現金を動かすの必要なく振換の方法を以て直に之を決済すること極めて易々たるべき⁽¹³⁾」と東京・大阪における全国決済の可能性を提示し、その効果を充全たらしめるために送金為替の一層の利用を訴えた。

明治三五年、第百銀行池田謙三によつて、東京手形交換において「地方手形交換開始建議案」が提出された。地

方銀行宛手形の交換を開始することによって、「東京手形交換所をして同じく全国の手形交換所たらしめ」⁽¹⁴⁾全国的
 手形集中決済を展望するものであった。地方手形交換について未だ規定をもたなかったが、横浜における東京銀行
 の本支店宛の手形についてはすでに東京手形交換所において暗黙のうちに実行されていた。この交換所膨張をさら
 にすすめて「東京より一日郵便程の地方を其勢力圏内に包含」することは「易々たる可し」とし、その利点を掲げ
 る。第一に地方銀行が全ての取引銀行に対してもっている債権債務を東京手形交換所を通して自由に取立て弁済し
 一括して相殺できるため為替の出合が容易となり従来のように多くのコルレス先に分散して多額の為替資金を保有
 する必要もなくなる。第二にそれゆえ地方銀行は債権債務の差額だけを東京の委託銀行に預託すればよく、東京の
 銀行にとっては全国の決済資金が集中し金融力は著しく増大する。第三に従来他所払手形の取立ては容易でなく他
 所払手形による預金は歓迎されなかったが、地方手形交換によって、地方的に限界づけられていた小切手の流通範
 囲が著しく拡大する。以上の手形流通＝決済のうえで地方手形交換は避くべからざるものであり、調査会を開き検
 討が加えられた。その結果、短期の小切手を交換するうえで運輸交通の便が未だ充分ではないこと、全国一八〇〇
 をこえる普通銀行に対し加盟銀行が代理交換を受託することは事務手続上困難であることから、次の代替案が提示
 された。先ず往復三日間に決算し得べき範囲内に実行すること、すなわち「西南名古屋より東北仙台に至る中間の
 商業地域を限り一般の手形小切手の交換」を行い、その他に「銀行者の為替尻決済に限り全国を通して東京に於て
 代理交換を為す」こと。ここで注意すべきは第二項の全国為替決済の提言で、コルレス網の完備とともに個々の為
 替尻決済はわずらわしい桎梏と化し、全国的集中為替決済機構の創設が現実的課題としてとりあげられるに至った
 ことを示している。この具体案は調査委員会では約定書草案作成にとりかかるとともに、それをうけて全国手形交換
 所連合会の創設が決定され、三六年三月第一回連合会が開かれ、「地方手形交換開始の件」がその審議々題として掲

げられた⁽¹⁵⁾。全国的な銀行集会の開催は、全国的集中決済構想のたびにとりあげられたが、いずれも時期尚早として実現しなかった。明治一一年種田「紙幣交換準備」構想、一六年「連帯為替」構想の二つのアメリカ国立銀行主義的集中決済の挫折につづいて、二〇年後イギリス預金銀行主義的な地方手形交換構想をうけて、ついに手形交換所の全国組織が成立したのである。しかし東京手形交換所においてまず代理店問題を解決することが「先決問題」⁽¹⁶⁾であったが、約定書草案作成の過程で異議が続出し、総会報告はついになされなかった⁽¹⁷⁾。そのため全国手形交換所連合会は第三回以降「地方手形交換」について議論することなく、単なる懇親会に惰してしまふ。

大阪においても、三六年「京阪神手形の連合交換」が『大阪銀行通信録』において、あるいは三井銀行平賀敏によつて提起されたが、小切手の信用の点から成立せずに終つた。その後京阪神の近距離において便宜的方法で地方手形の交換が暗黙のうちに行われていた。大正六年九月堺・高槻・池田・八尾・西宮・御影など郵便日数一日行程の地方手形交換が検討された。たとえ「小範囲なりとも地方交換を実施し、以て普通銀行相互の間における取引の円滑を図り、進んで関西一円に涉りて地方交換を開始するの端緒となるに至らん」⁽¹⁸⁾と京阪神の集中決済を展望したが、これも実現することはなかった。

日本における産業資本の確立にともない拡大深化する信用取引の展開に沿つて、東京手形交換所は自己を決済軸とする全国的規模での統一的手形決済機構の創出を提起したが、一八〇〇の銀行が縦長に分散する単一銀行主義的基盤のうえでは技術的に困難であった。東京・大阪での地方手形交換の挫折によつて、全国商品流通の拡大のなかで、地方銀行は東京・大阪などの主要都市に支店をもち加盟資格をえないかぎり、都市宛・地方宛手形ともにコルレス網による複雑な操作を回避できず、無数のコルレス先に為替資金を分散せざるをえなかった。手形交換所の地方都市への波及にともない都市内部の手形決済は解決されていたが、地方間の手形決済については支店網による

以外行われず、⁽¹⁹⁾ 深化する全国の商品流通を最終的に決済すべき信用機構は手形交換所と大銀行の支店網からなる「点と線」をもちえたにすぎない。渋沢が念願したロンドン手形交換所を中心とする全国的手形集中決済機構をこの後進的地盤のうえに構築することはできなかった。地方手形交換の挫折の根因は運輸交通上の問題以上に、老大な銀行を代理する都市銀行における事務的繁雑さ、すなわち日本の単一銀行主義的性格に求められる。ロンドン地方手形交換による集中決済は支店銀行主義ゆえに可能だったのである。全国の商品流通の拡大深化に相応する信用機構である地方手形交換の挫折によって信用上の隘路が生じる。この隘路に対し都市銀行を中心に、一方で地方都市への手形交換所の導入によって「点」をふやしてゆくとともに、他方でかかる点を結ぶ支店網を増設し、私的な決済「線」を自力で拡大しようとする動力が信用機構の深部に働く。単一銀行主義を骨格とする日本信用機構は、その決済上の内的矛盾によって支店銀行主義への転換を開始する。

アメリカ国法銀行を範例とする支店をもたない日本の普通銀行体制は、「連帯為替」構想の挫折によって単一銀行主義的⁽²⁰⁾ 地方分権的全国決済機構を創出することができなかった。それは日銀設立にともなうイギリス預金銀行主義への転換に阻まれたのである。それから二〇年後預金銀行主義の一定の定着にともない提起されたロンドン手形交換所を範とする全国集中決済の試みは、清算しえずに残る単一銀行主義的骨格のゆえにその成立を阻まれた。戦前期日本信用機構は、アメリカ国法銀行主義とイギリス預金銀行主義の二つの導入原理のあいだを揺れうごき、統一的な決済機構をついにもつことができなかった。英米二つの導入原理による二元的な不安定のなかで、日本信用機構の深部に支店網の拡大運動が胎動をはじめ、支店銀行制へむけてはるかに遠い銀行集中の道程がつづく。都市巨大銀行による支店銀行制と地方銀行の一県一行制の確立を基礎に、戦時下昭和一八年日銀による「内国為替集中決済制度」⁽²⁰⁾ が施行されるまで、ついに戦前期日本信用機構は自らの集中決済機構をもちえなかったのである。

- (1) 『東京経済雑誌』第一号七—一〇頁M二・一・二九
- (2) 『銀行集合理財新報』『日本金融史資料・明治大正編』第六卷一六九—一七四頁
- (3) 渋沢青洲記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第七卷二三九頁
- (4) 渋沢栄一「交換所ノ事」『東京経済雑誌』第一号一〇頁
- (5) 『摂善会録事』『日本金融史資料・明治大正編』第六卷一〇二頁
- (6) 『東京銀行集会所半季報告』第一回第二卷一—一七頁
- (7) 同(第八回)一四三頁
- (8) 決済方法については「東京手形交換所五〇年史」(未定稿)および「大阪手形交換所九〇年史」を参照。
- (9) 「東京手形交換所一覽」昭和二年一月八三頁、手形交換所設立の概観は「明治財政史」第一四編第三章「銀行集会所及手形交換所」を参照。手形交換所設立以前に実質的手形交換は行われている。たとえば京都においては一四年一月各地為替売買が開始され二九年六月に手形交換が始められている。(平井環吉『京都金融史』)
- (10) 『東京手形交換所五〇年史(未定稿)』その四を参照。
- (11) 『大阪手形交換所九〇年史』七八頁
- (12) 「全国要地為替取組所地方別調」『東洋経済新報』一九五、六号(M三四・四、五)を参照。
- (13) 小野英二郎「地方手形の交換に就て」『銀行通信録』第二〇一—一五三頁
- (14) 『大阪銀行通信録』第五六号M三五・六 奥州銀行同盟会は東京地方手形交換への参加を宿題とした。同六〇号 M三五
- (15) 「全国手形交換所連合会」『渋沢栄一伝記資料』第七卷四七〇頁
- (16) 「連合会準備委員第一回録事」同三九九頁
- (17) 『東京手形交換所五〇年史』一一頁
- (18) 「地方手形交換問題」『大阪銀行通信録』第二四一—一五三頁、松坡逸史「京阪神手形の連合交換を開始すべし」同第六五号、M三六・三、また単一銀行主義の祖国アメリカにおいても第一次大戦期に問題となっている。ハーワード・ウルフ「地方手形交換所の利益に就て」中央銀行通信録第一五七号T五・五
- (19) 三井銀行では明治三六年一月支店長会において、当座預金勘定の振興をめざし、「他店払小切手の流通を奨励するの方

法如何」と題して、地方手形交換問題がとりあげられた。ここでは小切手の信用力が最大の障害となっているが、会長早川専務理事は「三井銀行だけの得意先ならば比較的安全だから、当行だけでもやって見ますか」と手続規定を指令した。(二三井銀行史料2支店長会記録「二九四—三〇二頁」)

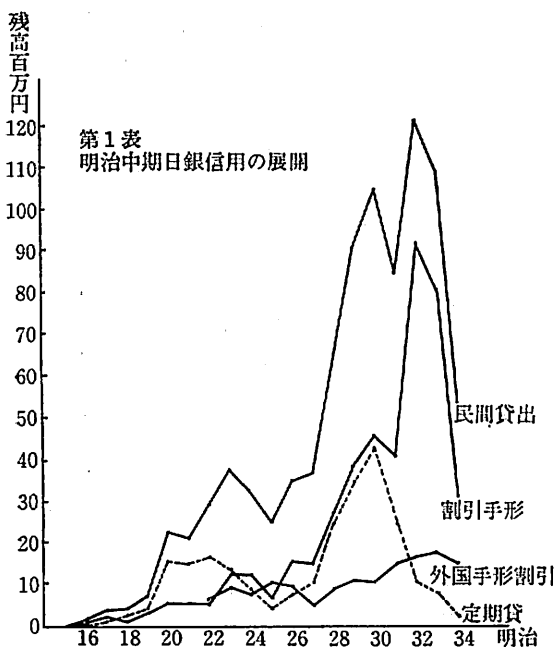
(20) 全国銀行協会連合会「為替決済制度の変遷」S四九・三

第二章 明治三四年金融恐慌と預金銀行主義的再編

明治一五年日銀の創設によって日本信用機構はアメリカ国法銀行主義からイギリス預金銀行主義へ、その指導原理を転換する。上からの発券独占体の強圧的創出のもとで、発券力を奪われた未熟な普通銀行は預金銀行として自律的な経営原理を確立することは事実上不可能であった。それゆえ日銀から低利資金を調達し、それを貸出すという日銀依存の「鞘取」銀行経営に身を沈めていった。日本金融制度の創始者松方正義は、預金銀行体制の確立をめざし、第二弾として明治三〇年日銀個人取引を開始した。日銀個人取引を背景とする日銀信用の強力な引締めによって、明治三四年、激烈な金融恐慌が勃発した。この金融恐慌は日本信用機構すなわち銀行間資金融通機構においていかなる意義をになうのか。次に、その編成原理の縦から横へのくみかえ、すなわち日銀依存の「鞘取」銀行主義から自律的な預金銀行主義への構造転換にともなう金融危機の実体を析出し、その再編の方向性と可能性を検討する。

一 明治中期日銀信用の転換

成立初期日銀信用はその貸出ルートを手形割引ではなく、政府証券などを抵当とする定期貸に主力を置いていたが、それが手形割引という本来のルートに比重を移行したのは明治二二・二三年を画期とする。二二年にまず輸出振興をめざし横浜正金銀行との間に外国為替手形再割引契約をむすび、外国貿易への日銀信用供与のルートがひら



明治16~25年までは「日本銀行半季実務報告表」それ以降は「日本銀行貸借対照表」「日本金融資料明治大正編」第8巻より

かれた。しかし内国再割引は遅々として進まず、二三年恐慌のなかで、その隘路が露呈するに至った。株価暴落によって資金固定にくるしむ大阪銀行同盟銀行集会所は「金融逼迫救済」を政府・日銀に再三上申するに至った。この「上申書」⁽¹⁾によれば、迫りくる金融逼迫の原因を「両三年来諸会社勃興し是れ迄商業上に運用したる資金を会社株式に化せしめ諸事業に固着したるもの甚だ多く金融必要の際は概ね之を抵当として銀行より借入れ融通するの振合なり」と株式担保貸のこげつきに求め、「銀行会社焦眉の危急御救済あらん」と強く日銀信用の動員を要請した。

従来日銀が実施していた貸付抵当品は古金銀・諸公債・政府手形・政府保証証券からなり、そのうち銀行・会社の株式は第一五国立・横浜正金銀行と日本鉄道・日本郵船・海上保険の三社の五点にすぎず「其抵当の区域頗る狭隘」であった。そこで次の株券を選定したうえで「従来貸越約定の外信用取引の法を以て当座貸越御許容被下度」と株式担保による救済融資を要請する。九州・炭鉱・阪堺・山陽・大阪・関西の六鉄道株と、大阪・平野・天満の三紡績株および大阪商船・大阪倉庫・硫酸製造株の合計一二会社株券

が選定された。第百三十銀行松本重太郎は東京銀行集会所に赴き渋沢・安田らと協議のうえ日銀総裁川田小一郎に上申したが、日銀は「大蔵省稟議の末全国鉄道会社株券のみ担保品に採用する」ことに決定した。大阪同盟銀行は鉄道株以外がおとされたことに不満を抱き、大阪商船・大阪紡績の二株に絞って再度日銀に上申したが、ついに受け入れられなかった。日銀は大阪同盟銀行の必死の要請をふりきって、全国の鉄道株を担保とする手形再割引による資金融通のルートをひらいたのである。この日銀の担保品の選別のうちに確立期日本資本主義の国家意志のありかたを、全国鉄道網構築のもつ軍事・経済上の戦略的意義を鮮かに示している。

日銀による株式担保手形再割引は二三年恐慌に対する一時的な救済融資として始められたが、その後の産業資本の勃興のための強い資金需要におされて、日銀は外国貿易手形再割引とならび成長金融の主要ルートとして活用していった。二・二・三三年を画期に三〇―三二年にかけて日銀信用は膨張しつづけ、日本資本主義は確立期をむかえる。日銀割引手形は二年に比して三〇年には実に九倍、四五七一万円の規模に達し、正金に対する外国手形再割引は三〇年に至る九年間漸増し一〇六〇万円を記録した。一方定期貸は保証品付手形の開始後二六年にかけて激減したが、二七年から三〇年にかけて再び急膨張し、三〇年には四三〇七万円となり内国手形再割引と拮抗する水準に達した。明治二〇年代における未曾有の日銀信用の膨張は、諸公債・鉄道株券を抵当とする定期貸および保証品付手形割引によって展開され、有価証券の流動化を支えることによって太い縦に流れる資金ルートを構築し勃興する産業資本を上方へ牽引していったのである。

日銀の低金利政策によって日銀信用の需要は拡大し、日銀はその超過需要に応じ、日銀信用は破天荒の伸びを示した。三〇年には日銀の民間貸出はついに一億円の大台を超え、二〇年に比し実に五倍の膨張をとげたのである。日銀信用の全開によって、普通銀行の日銀依存は高まり、三〇年には実に一五%のオーバーローンとなった。この

事態がいわゆる「鞘取」銀行とよばれる事態であり、勃興期日本資本主義の産業金融の基本的パターンをなすものであった。イギリス預金銀行主義を奉じ、その啓蒙・定着に力を注ぐ日銀にとって、この低金利政策は黙認することのできない正常ならざる事態であった。日清戦争による償金を基礎に金本位制の確立を断行したが、それを機に金本位制に相応した信用機構——預金銀行体制への転換を志向する。三〇年六月、日銀は個人取引を開始し、「鞘取」銀行を支える株式担保の保証品付手形割引を一時的措置とした。この日銀における方針転換とともに日銀信用は三年に激減する。しかしこの日銀個人取引の開始後一年をたたずに日銀信用は再び膨張する。この膨張は、正貨流出に苦しむ政府が内国債四三〇〇万円の海外売却と正金による一億円外債によって正貨準備を強化したことによる。三年の一億二千万円に達する日銀信用の膨張は、印紙税法施行による定期貸の見返担保手形割引へのうつしかえをともなうて行われた。内国手形割引は実に九一六八万円と日銀信用残高の七割六分を占め、年間割引高のうち見返担保手形割引は五八・二%と六割の水準に接近し、日銀信用の実に四四・一%を占めたのである。このために三一年に一〇%へ低下したオーバーローンは三二年に再び一五%へと拡大していった。

三二年における有価証券担保手形割引と横浜正金への外国手形割引による日銀信用の膨張は次第に物価騰貴をひきおこし、また北清事変の勃発によって紡績輸出は停止し、金流出をまねいた。日銀は金準備の涸渇を恐れ、三二年一月より五回にわたって利子を引上げ信用引締めを強化した。三〇年に確立した金本位制のゲームのルールは信用膨張に対して金流出という冷厳な事実をとって自己貫徹する。日本における預金銀行への転換の画期をなす日銀個人取引はほとんど実行されず、その心理的效果は、金本位制下の信用収縮とむすびつくことによつてはじめて、その効力を発揮することができたのである。⁽⁴⁾三〇年以降の日銀の信用引締めは第二表の日銀手形割引における謝絶手形の比重によつてその強度をおしはかることができる。二一・二二年二〇%を超える日銀の厳格な姿勢は二

第2表 日銀信用とオーバーローン

(千円)

	年間割引高 A	うち担保付 B	B/A %	謝絶手形 C	C/A+C %	日銀借入依存%	
						国 立	普 通
明治21年	26,430	—	—	7,655	22.5	35	
22	28,487	—	—	8,728	23.5	35	
23	56,983	15,897	27.9	13,203	16.3	36	
24	56,770	30,318	53.4	5,413	8.7	31	
25	43,455	23,638	54.4	2,834	6.1	28	
26	57,856	33,381	57.7	3,546	5.8	29	—
27	93,296	49,776	53.4	9,540	9.3	27	9
28	115,010	62,212	54.1	9,435	7.6	27	11
29	178,546	79,529	44.5	13,129	6.8	24	15
30	248,850	128,783	51.8	35,988	12.6	29	15
31	255,182	139,200	54.5	46,167	15.3	62	10
32	387,569	225,677	58.2	49,917	11.4		15
33	553,104	330,176	59.7	103,990	15.8		12
34	377,370	248,303	65.8	48,310	11.3		5
35	146,592	93,033	56.5	23,739	12.6		5
36	141,351	90,988	64.4	13,400	8.7		4
37	236,293	151,506	64.1	11,253	4.5		6
38	301,845	251,365	83.3	11,009	3.5		4

A, Bは明治26年までは「日本銀行半季報告解題」「日本金融史資料明治大正編」第8巻7頁27年以降は「明治大正財政史」第14巻955頁より, Cは「日本銀行営業營業報告」「日本金融史資料明治大正編」第10巻より作成。

日銀借入依存は, 日銀借入金/使用総資金で日本銀行「調査月報」昭和27年2月号吉野俊彦「我が国市中銀行のオーバー・ローンについて」より。

四年から二九年にかけて一〇%を切る柔軟な姿勢に転じたのち、三〇年から三五年の六年間一〇%を超える厳格な姿勢にふたたび戻った。この二度にわたる転換は二三年保証品付手形割引の開始、三〇年金本制移行・個人取引の開始と対応する。三〇年以降における日銀の手形割引の厳格化について、大蔵省監督局長添田寿一は「株券類を日本銀行へ入れて質輸取りの為に金を借り」株式担保を媒介項として中央銀行→中間銀行→借主に固定する「時弊」を改めるものと強く支持を与え、また日銀副総裁高橋是清は三四年五月九州恐慌の視察の途上、次のごとく

言明している。日銀は二三年担保品制度によって有価証券貸出に固定してしまつたが、この痼疾をとりのぞくために、株式に「固着したものを移して運用資本に廻」す方針を貫き、「今日ではその当時から見ますと余程固着したものを回収しましたが、尚この上に力めて回収を計らねばならぬ」⁽⁵⁾と。二九年から三三年にかけて六・八%から一五・八%へと著しく高まつた日銀の割引謝絶の強化に対して「日本銀行は未だ曾て貸渋りたる事あらず。唯々資金の需要者にして其資金を固着せしむるの虞ある者に対して、止むを得ず謝絶したる事あるのみ」⁽⁶⁾と、日銀の確固とした預金銀行主義の方針を貫こうとする。本来の商業手形割引をめざす日銀信用の峻烈な収縮は、縦に流れる「鞘取」銀行主義的資金融通機構の源泉の涸渇を意味する。日銀信用に支えられた株式証券の流動性は、その支えを失い失速する。日銀信用の収縮とともに株価は暴落し、株式担保を転回軸とする日本の信用機構は全面崩壊の危機に直面する。ここに明治三四年の全国を震撼する金融恐慌が勃発する。それは日本信用機構の編成原理を縦から横へくみなおす苦痛にみちた敗北の長いみちのりのはじまりに他ならなかつた。

- (1) 大阪同盟銀行集会所「銀行報告誌」第四号 M三三・五・一五
- (2) 同(第五号) M三三・五・三〇
- (3) 二〇年代日銀信用の意義については、伊牟田敏充「近代信用制度の形成と株式会社の普及」(『明治期金融構造分析序説』所収)および石井寛治「産業資本確立過程における日本銀行信用の意義」(筑摩『経済学全集』第二二巻別冊)を参照。
- (4) 「銀行時弊談」「銀行通信録」一四〇号 M三〇・七
- (5) 「財界救済策に就て」「東洋経済新報」第一九六号 M三四・五・二五
- (6) 「西部同盟銀行招待会席上に於て」「東洋経済新報」第一九四号 M三四・五・五

二 恐慌下における破綻銀行の資金分析

正貨流出に対する日銀信用の強力な引締めによって、明治三三年末各地に勃発した銀行破綻の波は全国に波及し

激烈な金融恐慌をひき起した。全国を席卷する預金取付けの嵐は都市大銀行をのぞく二・三流以下の多くの銀行を襲い窮地に陥しいれた。熊本第九・九州商業・桑名百二十二・横浜蚕糸・千葉商業などの地方中心銀行、および第七十九・難波・北村・京都商工・鴨東などの京阪の都市中小銀行の全国的規模での同時的な経営破綻は、日本信用機構の根幹を揺ぶるものであった。それは日銀を主導とする「鞘取」銀行主義から預金銀行主義への構造転換にもなう銀行危機のあらわれに他ならない。ここでは、日銀信用に支えられたオーバーローンⅡ「鞘取」銀行主義による資金融通機構の実体とその行詰りを、破綻銀行の資金調達・運用の分析をとうして明らかにする。

a 資金運用と株式投機

これら多くの破綻銀行はその規模の大小にかかわらず、資金運用のうえで共通点をもっている。すなわち重役の関係する諸会社の機関銀行として大口資金を供給し、株式取引に関与し著しく投機的な色彩を帯びている。それは有価証券を担保とする日銀信用を軸とするオーバーローン体制の個別銀行経営における反映に他ならない。次に、この特質を破綻銀行の貸出分析によって確認する。

関東地方の金融恐慌の発端をなした横浜蚕糸銀行は、明治二十九年横浜五品取引所の機関銀行として松方伯の甥の久保勇と若尾・安部など横浜を中心とする豪商を網羅して設立された横浜二流の銀行であった。取頭の久保勇は富多山商会・堅鉄鋼鉄製造所・東洋貯金銀行・東京秋葉銀行など責任ある地位にあり、その他多くの製造会社と関係し、それら諸企業の資金調達のため横浜蚕糸銀行は裏書を与え、あるいは直接貸出を与えた。これらの重役系企業に対する固定貸は富多山商会を筆頭に総額一一四万円に達した。貸付総額二六二万円の四割強を占める大口貸出が固定するや久保は、北炭・郵船・東京馬車鉄道などの株式投機に介入し延命をはかったが日銀引締めによる株価暴落によって挫折し、三三年一月支払を停止した。⁽¹⁾

横浜蚕糸銀行の破綻は横浜の第二・第七十四銀行の取付けから両毛機業地帯に拡大し、千葉県下にも波及していた。千葉県下において農工銀行につづく屈指の成田・千葉商業銀行が窮地に迫込まれた。成田銀行は成田鉄道に多額の貸付をなし、周辺地主への貸出も固定し三五年上期末に資本金の半分に及ぶ不良債権二万五千円をかかえていた。⁽²⁾ 千葉商業銀行も三三年末貸出二万三千万円のうち株券担保は七万、地所建物は五万、商品は三万円で「担保品の選択宜きを得ず」⁽³⁾ 欠損額は三六万圓に達し破綻する。

西日本の金融崩壊の口火をきった熊本第九銀行は大阪市および熊本県下四ヶ所に支店をもつ九州屈指の地方大銀行であったが、重役の関係する熊本電灯・熊本紡績に対し巨額の放漫貸出を行った。熊本電灯への固定貸は八万五千圓に達した。熊本電灯は頭取三淵静逸が発起したものであり、子銀行の熊本進歩銀行の頭取が社長を兼任し、資金は第九銀行が援助せざるをえなかった。また「鉄道又は紡績会社の株式を担保として貸出を為し」さらに「熊本穀株式取引所株式を買収」⁽⁴⁾ した。三三年上期末における有価証券残高は資本金の半分の四七万圓の巨額に達する。熊本電灯株式は実にその九割を担保又は所有していたという。それゆえ株価暴落は致命的影響をおよぼし「預金総額九〇万圓に対し損失金は一四〇万圓」⁽⁵⁾ に達し、三三年末ついに支払停止に追いこまれた。

桑名百二十二銀行は士族奉還金による国立銀行として設立された桑名の中心的地方銀行であったが、重役のうち三人が桑名米穀取引所の重役を兼ね、投機商に対する貸付が大きな比重を占める。桑名の名うての投機商に対し貸付全体の五割弱の六三万圓の信用貸をなしたが、投機に失敗し返済不能となり三四年一月支払を停止した。この投機が株式であるか確認しえないが、保有有価証券は一八万圓で資本金の六割、貸付の一割五分に達する。⁽⁶⁾ この桑名百二十二銀行の破綻によって中京金融界の震撼が、はじまる。

こうした銀行経営の株式投機的性格は大阪においても共通するが、⁽⁷⁾ その最も明瞭に示した例として、大阪の第七

十九銀行がある。京阪神の金融破綻の発端をなした第七十九銀行は元国立銀行として松江に設立されたが、大阪銀行との合併により本店を大阪に移し、大阪・四国に五支店をもつ資本金一〇〇万円の都市二流銀行であった。大阪参事会員の古畑寅造は同行の株を買占め、頭取となり、ついで第七十九銀行の資金を利用して次々と株買占めにのりだし「大阪於ける第五位の株式所有者」⁽⁸⁾となった。同行の大株主のみならず、伊予鉄道株の半数以上、明教保険、大阪火災保険・大阪運河株の大多数を保有し支配権を掌握した。保有有価証券は三三年末において一六万円に及んでいる。第七十九銀行による投機的株式支配の追求は株価の暴落によって挫折する。「伊予鉄道会社株式の如きは五〇円より三五円に下り又大阪運河会社株式は一二円（払込高二五円）」⁽⁹⁾へと暴落し第七十九銀行は古畑とともに巨額の損失をかかえた。古畑に対し第七十九銀行は七〇万円の固定貸を生じ、また弟西川市造が経営する難波銀行は、古畑に二万五千、第七十九銀行に六万円、西川市造に一六万、銀行重役へ八万円貸付け、固定貸は資本金の倍の六一万五千円に達した。

以上の大ざっぱな確認によって、破綻銀行のほとんどすべてが株式担保・所有によって関係会社に大口の貸出を積極的に敢行したことがうかがえる。こうした機関銀行としての投機的積極的経営方針は当然のことながら預貸比率の悪化するわち著しいオーバーローンをかたちづくることとなる。

(1) 「銀行通信録」第一八一号 M三三・一二

回収困難な貸出は次のとおり

富多山商会	四〇八、〇〇〇円	清商(四名)	三五〇、三六〇円
富久商会	一八八、〇〇〇	川村幹雄	九七、八九一
太刀川商会	九五、〇〇〇	消費其他	
		合計	一、一三九、二五一

(2) 「千葉銀行史」七八頁

(3) 「銀行通信録」第一八五号 M三四・四

- （4）同 第一八二号 M三四・一
- （5）『安田保善社とその関係事業史』二八三頁
- （6）『銀行通信録』第一八三号 M三四・二
- （7）たとえば、泉州北村銀行は泉州豪農の経営する資本金五万円の信用ある銀行であったが、三二年ごろより高野鉄道株、堺株式米穀取引所株を買付け、それぞれ三〇万円と七万円の損失をうけ、三四年三月支払を停止した。（『銀行通信録』第一八五号M三四・四）
- （8）『大阪貨幣市場の恐慌』『銀行通信録』第一八六号 M三四・五
- （9）『各地金融界動揺始末』同第一八九号（臨時増刊）M三四・七

b 「鞘取」銀行主義について

明治三四年金融恐慌がこれだけの全般性をふるったのは、各地方における中堅銀行の同時崩壊に求められる。横浜蚕糸・桑名百二十二・第九・九州商業・京都商工・七十九・逸身の諸銀行は関係会社の機関銀行として株式担保貸あるいは株式を保有して大口貸出を積極的に展開していった。このような積極的な貸出はどのようにして調達されたのであろうか。「鞘取」銀行といわれる銀行間の資金融通機構の実態を明らかにする。

これら諸破綻銀行の破綻時の決算を『銀行通信録』より採集したのが第三表である。比較する意味でいくつかの銀行についても補足した。一見してまず注目すべきは、資本金・預金・借入金三者の比重が本来の銀行経営とは著しい隔りがあることがあることであらう。まず預金と資本金の比重をみてみると、預金が資本金に達していない銀行は、一〇行のうち横浜蚕糸・第九・九州商業の三行あり、他の七行も大きく凌駕することなく、預金と資本金の比重はほぼ同水準にとらえることができる。このことは、これらの二・三流銀行が未だ前期的銀行資本の転換を脱することなく預金銀行として確立していないことを示している。諸預金の構成についてはほとんどの銀行が、その

第3表 明治34年金融恐慌をめぐる銀行決算表

(千円)

破綻銀行	横浜正金 M33・12末	桑名百二二 34・3・15	第九 33・6末	九州商業 34・5・1	肥後 32・12末	京都商工 33・12末	成田 32・12末
負債							
定期預金	124	625	1,068	247	551	2,343	634
当座貯金	134			341			
その他貯金	296			260			
借入金	534	508	1,783	1,706	983	—	126
再割引手形	1,102	—	—	13	59	571	306
資本金	1,000	300	1,000	2,000	1,000	1,000	500
他店より借	(25) 65	225	260	313	(31) 46	(46) 73	52
資産							
貸付金	36	1,379	1,944	1,447	875	1,449	126
当座貸越	669			1,136	177		164
割引手形	1,911			1,375	642		891
有価証券	24	182	470	276	1,050	207	40
他店貸	(27) 39	8	74	90	(27) 63	(127) 177	62
預け金	26	—	5	24	8	(日銀) 21	7
[比較]	十五 32・12末	第二 32・12末	新潟 32・12末	十二 32・12末	十六 32・12末	十八 32・12末	虎屋 33・12末
負債							
定期預金	3,103	1,851	1,219	3,489	294	1,885	2,005
当座貯金	5,572				324		
その他貯金	117				210		
借入金	2,598	615	1,009	901	44	—	—
再割引手形	日銀 貸越 449	—	—	1,543	22	—	—
資本金	18,000	1,500	1,000	2,000	1,000	2,000	200
他店より借	(22) 35	(184) 204	168	291	(73) 86	(202) 320	(117) 165
資産							
貸付金	694	787	2,015	1,586	480	1,507	582
当座預金	236	721		1,119	204		353
割引手形	11,416	1,829	491	3,868	132	1,013	665
有価証券	18,381	540	540	614	458	481	178
他店貸	(30) 63	(195) 246	147	221	(87) 87	(220) 327	(165) 256
預け金	—	24	20	10	—	—	(6) 125

『銀行通信録』記事および決算広告より作成。他店貸借のカッコはコルレス約定数。

他預金V当座預金V定期預金の構成比をとっている。当座預金が定期預金よりも大きな比重を示しているのは産業資本の循環による遊休貨幣資本の発現を表わし、のちの定期預金優位と比較して興味ある。しかしこの産業資本循環のうちに発生する貨幣資本の累積が極めて低いものであったがゆえに、資本金、預金に対する借入金の優位が生れる。借入金勘定は六行以外は明らかにならない。この六行は第九・横浜蚕糸・桑名百二十二・京都商工・九州商業・成田銀行の地方中堅銀行であるが、ここに共通する資金調達上の特徴は、借入金勘定が、資本金、預金とはほぼ匹敵・凌駕する水準にあることである。三者の比重は、資本金11預金11借入金の傾斜をもっている。

以上、確認した資金調達における銀行借入金の優位は、これら地方中堅銀行経営が、自己資本によるドイツ型の前期的銀行や、あるいは当座預金によるイギリス型の預金銀行というよりも、資金を媒介するビルブローカー的な「鞘取」銀行の性格を強くもっていたことを示している。日本の普通銀行はその出発点において三方向にひろがる可能性をもっていたのであり、その後の展開はこの三つの力の対抗・純化の苦難にみちた道程に他ならない。

第九・横浜蚕糸・桑名百二十二・九州商業・京都商工・成田の六行から析出されたこのビルブローカー的「鞘取」銀行資本範疇は、成定期の普通銀行全体においてどれだけのひろがりをもっているものであろうか。その偏差をつかむために、第四表を用意した。『銀行通信録』を中心に明治三三年末の決算表をひろい、借入金・預金比率と預金規模を両軸にとり銀行分布をあらわしたものである。それによれば、借入金・預金比率がゼロ、すなわち借入金ゼロのサウンド・バンキングの優等生は、第百銀行と十八銀行など中堅三行以外は中小銀行一五行からなる。百歩譲ってサウンドバンキングの限界を借入金・預金比率一〇%以下としても、三六行、全体の三割にとどまる。「鞘取」銀行経営は借入が預金をこえる第九銀行を筆頭に、預金高の大小にかかわらず全体の七割をおっている。次に比較の意味で、資本金が預金をこえる銀行に△を付してみると、それは表の右下りの対角線の左に集中す

第4表 借入金依存度別銀行分布表

	借入金/預金(%)					
	I 100.....	II 50—100	III 30—50	IV 10—30	V 0—10	VI 0
A 400 — 100 以上		浪速 北浜	三井 百三十五 △百十五	安田 第一 第三	三菱 鴻池 三十四	住友 帝国商業
B 400 — 200		愛知 二十四十九	百十 明治	山口 横濱 京都商工 日本商業	中井 崎東海	第百
C 200 — 100	第九 △明治商業 △九州商業	新潟 平安 七十七 △東京	四日市 三十五	第二十七 名古屋伊藤 百二十二 △横濱 △北海道商業 △水戸	八幡 百五十二 百二十三 百六十六 △大垣共立	浅草 二十八 △十八
D 100 — 30	若尾 今村 △加州 △肥後 △三十九 △大阪三商	高岡 成田 明渡 信濃 △大宮 △第十三 △二十三	△六十一	京橋 三十三 △東京明治 高松百十四 △土浦五十	第十 静岡濃商業 △十盛岡 △盛岡 △第百七	秋田 岡崎 江商 △第八十五
E 30 以下		九十五 △佐賀百六 △第八十八	△高岡共立 △第九十八 △第百一	安房 橋本 △中越津 △中野 △第九十 △鳩慶社 △百三十八 △第百三十七 △宮城商業		所沢 窓津 沼津 △東三島 △新橋商業 △前橋商業 △松山商業 △土浦農業 △駿東実業

『銀行通信録』明治三二年下期決算広告より、

△は資本金>預金の銀行

る。この二つの視点の交叉から、次の四つの銀行類型をとりだすことができる。(一)預金・借入に依存することなく自己資本を貸付ける前期的「高利貸」銀行(VI・E)(二)対角線の左にあつて自己資本・預金・借入金のパランスのうえに立つ「鞘取」地方大銀行(I・C)(三)対角線の右に位置する浪速銀行を典型とし、預金にせまる借入金をもつ「鞘取」都市大銀行(II・A)(四)第百銀行を典型とする近

代的預金銀行（VI・A）である。三四年金融恐慌以前にあっては、右上へむかう近代的預金銀行の引力は、対角線の左右から左上にむかうビルブローカー的「鞘取」銀行の魔力に圧倒された。三〇年金本位制の移行によるゲームのルールの貫徹によって、銀行経営の磁場は日銀信用から切りはなされ「鞘取」銀行にかわって預金銀行に集中する正常なかたちをとるに至る。C・D列とI・II行の交錯する「鞘取」地方銀行はその存立基盤を喪失し、その多くは三四年金融恐慌のなかで倒壊を余儀なくされたのである。

以上の検討によって、さきに析出したビルブローカー的「鞘取」銀行の範疇が、普通銀行体制の出発点において広い範囲をおおう強力な流通力をもっていることを確認しうるであろう。この借入金優位の「鞘取」銀行における資金調達を考えるうえで、他店貸借勘定は看過されてはならない。なぜなら、遠隔地の地方銀行にとって他の地方銀行や都市銀行と資金融通関係をもつことは容易なことではなく、全国的規模ではりめぐらされたコルレス網を通して為替尻貸借の形態をとって資金融通が行われたからである。この各地をむすぶ全国的資金融通網をなすコルレス網を導管にして、横浜・三重・熊本の中堅地方銀行の破綻は全国に波及伝播する。

第三表により第九・横浜蚕糸・桑名百二十二および九州商業銀行の他店貸借勘定を比較すると、コルレス網の著しく少い横浜蚕糸をのぞく三行はいずれも二〇万円をこえる他店借をもち、それに対する他店貸は一〇万円を切り、その差額二〇万円近くを他行より融通を受けたに等しい。桑名百二十二の為替借二二万五千円は資本金三〇万円に匹敵し、九州商業銀行の三十一万円の為替借は当座預金三四万円に匹敵する。このような巨額な他店借は本来の為替尻をこえた資金融通の存在を示している。本来荷為替取引における取立て資金の一時的滞留にすぎない為替尻が、短期的な資金として運用されるに至った。この典型的事例として蘭の最盛期の資金操作として「預金の他借入およびコールマネーの他店借勘定に頼るところが多かった」⁽¹⁾信州の第十九銀行をあげることができる。第十九銀行は成

立当初借入先をもたず、やむをえず預金と他店借で製糸金融を行わざるをえなかった。二二年他店借とならんで借入金による預金調達が開始されたが二九年上期末には、資本金・預金・借入・他店借がそれぞれ二〇万円台で相並び借入+他店借の圧倒的優位の調達構造を示している。

日銀副総裁高橋是清は三四年九州金融恐慌の渦中、西部同盟銀行家を前にして他店借勘定のコールマネー的運用をきつく戒めた。すなわち、近年他店貸借などの形をとって「西部地方へは京坂地方より一時不用の資金の流入するもの巨額により」「之を借入金の一方便と心得て、苟為替其他の用便なき所へも此契約を為し以て常時の借入金に之を使用するもの一ありとその危険性を指摘し」「他店借は全く一時のもの」であるから「一旦借りたらんは直に之を返済⁽²⁾すべしと為替尻の転用を厳しく批判した。この高橋の批判は、他店借勘定の総回収による金融恐慌の全国波及の痛手に根ざすものであった。

横浜蚕糸銀行の他店貸は二七ヶ所三万九千円、他店借は二五ヶ所四千円であり、その破綻は、借入金とならんで為替借のこげつきをもたらし、為替尻に対する不安感を醸成した。横浜から八王寺さらに東京へとひろまった預金取付の波をまえにして、千葉有数の千葉商業銀行は、三八三ヶ所からの一〇万円をこえる為替借勘定をかかえ、その回収の危険にさらされ死命を制せられたのである。⁽³⁾

他店借勘定のコールマネー的運用が最も大規模に行われ、その総回収が広汎な信用崩壊を惹きおこした典型例として、高橋是清が指適した九州と京阪のコールレス網をあげることができる。第九銀行の破綻によって預金取付の波は久留米六十一さらに福岡十七銀行に波及してゆく。同時に京阪神を中心に九州諸銀行に対する為替貸は一斉に引き上げられ預金と為替貸の回収によって狭撃され追いつめられてゆく。とくに北九州を代表し救済活動の前面に立った十七銀行は五〇万円をこえる炭鉱固定貸をかかえ、他店借の回収のまえに破綻の危機に苦しむ。⁽⁴⁾ この他店借の

コルマネーの運用は大阪に支店をもつ九州諸銀行を中心に展開されるが、このことが金融恐慌の西日本全域への波及をひきおこす。第九・十七・福永・肥後・九州商業銀行は大阪に支店をもっていたが、為替尻・預金回収による資金逼迫のなかで、大阪か熊本へ資金を集中せざるをえず、本支店間の資金のシーソーゲームによって手薄な点が支払不能となり、金融恐慌はこのメカニズムによって九州と大阪で同時に波及し増幅してゆく。⁽⁵⁾

創生期普通銀行の大半は、為替借・借入金・再割引に依存し、預金銀行の自立的経営からほど遠いビルブローカー的銀行経営にとどまっていた。それゆえ日銀の強力な引締による「鞘取」原資の収縮とともに、為替尻引上げ、再割引拒否を惹きおこし、金融逼迫は波及し、下層から破綻を余儀なくされる。

(1) 「八十二銀行史」一八一頁

(2) 「西部同盟銀行招待会席上に於て」『東洋経済新報』第一九四号M三四・五・五および大阪商業興信所阿部直躬「財界動搖の教訓」『大阪銀行通信録』第一四九号M三四・一一

(3) 「銀行通信録」第一八五号M三四・四

(4) 九州における為替尻総回収の影響については、『銀行通信録』第一八四号M三四・三、および「福岡銀行二〇年史」を参照。

(5) 「大阪貨幣市場の恐慌」『銀行通信録』第一八六号M三四・五

c 日銀借入れと市中借入れ

サウンドバンキングから離れた、これら「鞘取」銀行は一体どこからその資金を調達したのであろうか。その銀行間資金融通を検討する。一般に銀行勘定において借入金の実態はほとんど明らかにされることがない。しかし明治三四年金融恐慌における銀行破綻はその一端を暴露する。次に掲げる表は『銀行通信録』においては、はしなくも公表された破綻銀行の借入先の一覧である。内部資料によらないため隔靴搔痒の感を禁じえないが、これを手が

第5表 破綻銀行借入先分析(1)

(円)

	横浜蚕糸銀行		第九銀行
	再割引手形	借入及貸越金	諸借入
日本銀行	223,509	74,400	960,000
横浜正金行	104,957	25,000	217,000
五井銀行	215,086	65,000	170,000
三井銀行	—	—	304,300
帝國商業銀行	86,765	114,740	—
丁酉銀行	267,848	113,555	—
第三銀行	—	12,000	30,000
安田銀行	—	—	20,000
露清銀行	85,000	—	—
中井銀行	—	19,150	—
森村銀行	—	12,800	—
肥後銀行	—	—	103,000
六十六銀行	—	—	40,000

『銀行通信録』第181号第184号M33・34

かりに先へ進もう。

まずこれら破綻銀行の借入先を一覧して、とりあえず「輪取」銀行を日銀信用との関わりによって二つのグループに分けることが必要となる。地方の中堅的位置を占める横浜蚕糸・第九・桑名百二十二銀行のグループと、第七十九・泉州北村銀行などの大阪二・三流銀行のグループである。

前者の地方中堅銀行については、横浜蚕糸・第九両行が借入金の詳細い明細を明らかにしている。それによると、横浜蚕糸・第九両行とも日銀信用への依存が高い。横浜蚕糸銀行では、日銀からは二割、正金からは九分、両者合せて二九%の依存度を示し、十五・丁酉両行からなる十五銀行系が六六万円で四五%を占め、残りを帝商・中井・森村・第三など都市二流行および露清銀行が参加している。借入金・再割引の比重をみてみると、日銀・正金・十五・露清において再割引の比重が高く、都市二流銀行においては借入金のみである。それゆえ、日銀・正金・十五の比重が高いことが横浜蚕糸の再割引優位をつくりだしているといえよう。第九銀行については、担保付借入先として日銀・正金・三井が大きな比重を占め、無担保として十五・肥後・安田系・六十六銀行からなる。日銀がほぼ五割と大きな比重を占め、正金を加へて六割四分に達し、残りを三井・十五・安田系など都市大銀行より資金融通を受けている。また、熊本親銀行ともいふべき肥後銀行も大きな位置を占めている。

第6表 破綻銀行借入先分析 (2)

(千円)

第七十九銀行	桑名 百二十二銀行	泉州 北村銀行	大阪商業銀行
255 市公金	109 日本銀行	190 浪速銀行	20 日本銀行
50 日本銀行	63 桑名貯蓄 "	150 中立貯蓄 "	40 鴻池 "
70 鴻池 "	50 十 六 "	300 { 積善同盟 " 阿波商業 " 大阪農工 " 谷 村 " 有 魚 " 虎 屋 "	25 積善同盟 "
130 積善同盟 "	明 治 "		8 大阪貯蓄 "
60 難 波 "	名古屋 "		
20 讃 岐 "	関 戸 "		
{ 百十三 "	小 栗 "		
	津 島 "		
20 { 二 十 "	百十六 "		
3 中 京 "	高 洲 "		
大阪貯蓄 "	百 五 "		
浪 速 "	桑名商業 "		
山 口 "	桑 名 "		
五十八 "	第七十六 "		
大阪実業 "	伊 勢 "		
尼ヶ崎 "	津 "		
天 両 "	大垣共立 "		
149 和歌山四十三 "			
(為替借)			

「銀行通信録」より抽出集合したもの。34年恐慌破綻時。

以上、横浜蚕糸と第九両行の借入先の検討によって、預金・資本金を凌駕する借入金融通は、日銀・横浜正金と都市銀行の二大ルートによって供給されたことをまず確認しよう。そして都市銀行のなかでは、三井・十五系が圧倒的比重をおおい、かなり離れて安田系がつづく。とくに三井銀行は九州の地方銀行に対し門司・三池支店を通して積極的に手形再割引に応じ、あたかも「九州に於ける日本銀行」の機能を果たしていた。都市銀行における再割引機能で注目すべきもうひとつの点は、横浜・熊本の両行に対してもに東京の都市銀行が資金を供給し、より近い大阪・名古屋の都市銀行が登場していない点である。それは、大阪・名古屋の大銀行が、近畿・中京を中心に資金融通を展開したためと思われる。

そこで次に、近畿・中京の事例を検討する。その事例として、桑名百二十二・第七十九・泉州北村・大阪商業銀行の借入先がつかめるが、その詳しい計数はなく、散在する記述からまとめたものしか使えない。三重の中堅銀行である桑名百二十二銀行の借入先としては日銀と明治・名古屋両都市銀行と、百五・十六など愛知・岐阜・三重の地方銀行一四行からなる。借入金総計五〇万八千円のうち個別の計数がわかるものは、日銀から国庫金一〇万九千、子銀行の桑名貯蓄銀行から六万三千円、十六銀行から五万円にすぎない。日銀からは国庫金として二割にあたる資金融通を最低限受けていたことを確認しうるが、恐らくその他に日銀再割引はなかったと思われる。この百二十二銀行の事例は、さきの第九銀行などのタイプとのちにみる第七十九銀行のタイプとの中間に位置する。すなわち、日銀・正金依存度がそんなに高くなく、名古屋の都市銀行と中京にひろがる一三地方銀行から資金融通を受けている。第九銀行のように東京の巨大銀行と結びつくことがなく、自らの属する中京地方の実に広汎な銀行群と、名古屋・明治・愛知三行を頂点とする相互資金融通網をはりめぐらしていたことがうかがえる。

これに対して大阪二流の第七十九銀行の場合には日銀信用への依存はより一層後退し、代りに、大阪の都市大銀行への依存を深めている。日銀に対しては「約一百万円の預金ありしが漸々減少して昨年末日の如きは約五百万円の借となり支払停止の当時約一百万円の借ありて公債証書を担保として差入れ¹⁾た。これに対して、鴻池銀行から約七万、鴻池系大阪貯蓄銀行の子銀行の積善同盟銀行から約一三万円、合せて二〇万円の巨額を有価証券担保で借り受けている。さらに浪速・山口・五十八銀行と連帯して大阪市公金を預る他に、大阪・大和・河内及四国地方の中小銀行から高利で預った。大阪二流銀行第七十九銀行は、日銀から直接資金融通を受ける代りに、大阪大銀行として確固たる力を発揮する鴻池系銀行とのパイプをひろげ、さらに大阪・四国など近畿一円の諸中小銀行から広汎に資金を集めたのである。このような傾向は、大阪の中小銀行に一般的であつたと思われる。たとえば、泉州北村銀行の

場合は、浪速銀行より一九万円借り受ける一方積善同盟銀行・中立貯蓄銀行や有魚・虎屋などの個人銀行、合せて七行から三〇万円借りうけ、日銀からの借入れはない。また大阪商業銀行の場合も、日銀から二万円にすぎず、鴻池系三銀行から七万三千円借りうけている。⁽²⁾

以上、大阪における第七十九・北村・大阪商業の三銀行の借入先構成をみるかぎり、もちろん一般化は禁物だが、大阪中小銀行は、借入を日銀にたよるよりも鴻池・浪速などの大阪大銀行を親銀行として依存していったこと、と同時にまた近畿一円におよぶ広汎な銀行間の資金融通網がかたちづくられていたことを知ることができる。こうした広域資金融通網の恒常的な供給源として、頂点に立つ都市大銀行と並んで、貯蓄銀行と地方・都市の小銀行が底辺にひろがる。鴻池系の大阪貯蓄銀行Ⅱ日本積善同盟銀行の活動振りは上の乏しい諸例でうかがい知ることができる。資本金五万円の零細な中立貯金銀行が、泉州北村銀行に一五万、美作銀行に七万円貸出すその投資行動のうちにその機能の一端をみることができる。⁽³⁾貯蓄銀行とならんで、都市・地方で放資先をもたない小銀行は、機関銀行として資金調達に苦しむ比較的信用ある都市二流銀行へ高利で放資する。これらの孤立した不活発な小銀行の多くは、虎屋・讃岐・大阪実業銀行など、借入金・預金比率分布表(第四表)の無借入・零細銀行に属するものと思われる。たとえば讃岐銀行は六万六千円の貸出のうち第七十九銀行本支店に二万、中央貯蓄銀行に一万二千、合計三万二千円とほぼ五割を銀行に投じている。のこり三万円は不良貸として固定していたから、これら銀行への融通による利鞘稼ぎがいかに重要な役割を果たしていたかがい知ることができる。⁽⁴⁾

以上の乏しい事例による借入先の分析によって、少なくとも、いわゆる「鞘取」銀行といわれる借入金優位の銀行経営において、日銀・正金に依存する「鞘取」と、都市大銀行を親銀行とする市中「鞘取」の二つのルートが併存していることは確認しうるであろう。横浜蚕糸銀行、第九銀行は、この日銀「鞘取」と市中「鞘取」の二つのル―

トにはば二分されている中間形態をなす。日銀・正金の再割引によって調達した資金を市中へ融通する都市大銀行は、資金融通機構における親銀行型とよぶ。一方、大阪の第七十九・泉州北村銀行や桑名百二十二・九州商業銀行は、⁽⁵⁾親銀行を中心とする市中の資金融通ルートが日銀・正金ルートを大きく凌駕していることから、資金融通機構における子銀行型銀行と規定することができる。このタイプの銀行は、親銀行と、借入が少く資金を上位銀行に預ける孫銀行とから、遊休資金を集中し、積極的投資活動を展開する。この四つの仮説類型は、おそらくは都市大銀行、地方大銀行、都市・地方の中小銀行、零細銀行に対応するものと推定されるが、その点についての細い規定は今後の個別銀行史の進展を待たなければならない。この四類型を第四表にたづらしてみると次のような見取図が描けるであろう。A列に属する東京・大阪の都市大銀行は、サウンドバンキングに立つ第百・住友・帝國商業の三行をのぞく全てが親銀行型で、とくに浪速・北浜・十五・三井・百三十・安田・三菱がその傾向が強い。B・C・D列とI~IV行とが交錯する範囲は、地方大銀行を中心とする中間型をかたちづくる。その内容は、日銀借入と市中借入の組合せによって、上は親銀行型に下は子銀行型に連続する。さきに析出した第九銀行はその中間に位置し、桑名百二十二銀行は下方に位置する。新潟銀行（のちの第四銀行）はその上方に位置する。三二年末新潟銀行の借入金は百一万円であり、そのほとんどが日銀からで、多少十五銀行と三菱合資銀行部から借入れられ、⁽⁶⁾親銀行型に著しく近い。事実三三年、東京支店を通して東京明治銀行に代理交換の受託銀行として三八万円の巨額を投じている。一方で日銀信用に依存しながら他方で都市大銀行を中心に市中借入に依存する二本足の中間型の銀行は、日銀信用の強力な引締による三四年金融恐慌の過程でその存立条件を喪失し両極分解を余儀なくされる。愛知・明治・名古屋三行は中京金融界の親銀行に浮上し、第九・七十七・百二十二などの銀行は子銀行として都市大銀行の資金網に次第にくみこまれてゆく。

- (1) 「大阪貨幣市場の恐慌」『銀行通信録』第一八六号M三四・五
- (2) 同 第一九五号M三五・一
- (3) 同 第一九三号M三四・一一
- (4) 「各地金融界動揺始末」『銀行通信録』第一八九号（臨時増刊）M三四・七
- (5) 九州商業銀行の日銀借入は、参照しうる明治三二年六月末の『銀行通信録』決算広告では、借入総額一四六万九四〇〇円のうちのわずかに九八〇〇円にすぎない。
- (6) 『第四銀行百年史』二二六—七頁

d 手形再割引と保証信用

確立期日本産業資本による資金融通機構は日銀低金利政策をバックとする日銀↓都市・地方大銀行↓（中小銀行）↓株式会社へと縦に流れる有価証券を担保とする「輪取」銀行主義的資金循環からなっていた。ところでこの銀行間資金融通はいかなる形態をとって行われたのだろうか。『銀行通信録』の決算広告において借入は借入金と再割引手形に分けられている。手形貸付と割引の区別が明確でないところでは借入金と再割引手形の区別もあいまいなものとなる。多くの銀行が借入金とだけ表示し再割引を区別する銀行は少ない。区分しているいくつかの事例のうち京都商工銀行のように再割引手形のみ銀行があれば、九州商業銀行のように借入金に圧倒的な銀行もある。普通銀行全体では三二年末に借入金は七八三九万、再割引手形は三七一万円と二対一の比重をなしている。⁽¹⁾借入形態についてその詳細がわかる横浜蚕糸銀行を例にとってみると、借入金の三分の二の一〇万円が再割引手形であり、担保別では、確実な商業手形裏書五万五千、担保付五万三千円、これに対し無担保は一二万円の巨額に達した。確実な商業手形と担保付借入がすべて再割引手形であったと仮定してもほぼ五万四万円残るから無担保再割引手形は少くとも五万四万円以上に達する。日銀は無担保融通手形の再割引を行わないから、借入全体の三分の一は市

第7表 関西貿易合資会社の銀行借入先
(円)

井	25,632	三	429,183	工	429,183	京
四	19,073	三	272,971	金	272,971	都
池	15,125	鴻	153,412	東	153,412	商
屋	13,908	名	116,000	清	116,000	正
十	12,496	百	92,864	一	92,864	鴨
九	9,000	四	73,639	江	73,639	露
島	6,925	加	67,691	菱	67,691	第
業	5,000	奈	41,600	友	41,600	近
他	22,896	其	31,869	浜	31,869	三
	1,436,372	計	27,088	業	27,088	住
						北
						起

『銀行通信録』第189号M34・7「各地金融界動
揺始末」より

中再割引によるものであることが確認しうる。この市中再割引は、従
来日銀再割引の陰にかくされ独自の機構としてとりあげられることが
なかった。「鞘取」銀行主義的資金融通機構の大きな環をなす市中再
割引はいかなる機構によって回転しているのだろうか。そのひとつの
例解として、三四年京都における信用崩壊をとりあげ、裏書信用に支
えられた手形流通と再割引の一端を明らかにする。

明治三四年京都における金融恐慌の震源をなした関西貿易会社は、
二〇年内外直輸出入をめざし設立された。ニューヨーク、マンチエス
ターにも支店を設け大規模に貿易活動を展開したが、三三年不況のな
かで不振に陥った。京都の諸銀行より巨額の借入によって凌いだ、
ついに破綻。会社債務は総計融通手形一二十六万五千円に達し、そのう

ち無担保は七万三千円と六割を占め、債権者は実に一銀行二七、個人一〇二人²と広い範囲に及んだ。銀行借入
先は第七表に掲げるとおり。京都商工・正金・鴨東・露清銀行が一〇万円をこえる大口の借入先であった。こうし
た銀行信用の動員には保証信用が大きな役割を果たした。京都商工・鴨東両行は関西貿易合資会社の機関銀行ともい
うべき密接な関係をもち、巨額の資金を投じていた。固定貨の危険を際知した京都商工銀行は三〇年、出資社員が
未払込金に相当する一二万円まで債務の保証をなすことを求めた。さらに横浜正金銀行も三二年「荷為替手形期限
内に荷物引取保証極度八万円迄は各自の出資金に比例し其責任を負担す」るように出資社員の保証を要求した。正
金・京都商工は、出資を担保とする保証信用を動員することによって関西貿易への大口貸出を続けていったのであ

第8表 豊川鉄道の
銀行借入先(千円)

豊橋銀行	400
浪速	200 (全資産担保)
露清	200
帝国商業	105
第三	85 (株式担保)
第一	30
第二十二	30
正金	
愛知	
日本貿易	

借入金総計 1000

『銀行通信録』第186号, 第190号M34より引用

こうして「其振出手形の如きも出資社員の裏書及保証等に依りて僅に流通有様」となり次第にその流動性は減退していった。手形流通力の減退による行詰りを突破するためには、より高度の保証信用の動員が求められた。出資社員による保証から銀行による保証へ向上する。露清銀行は関西貿易振出の荷為替手形を割引くにさいし銀行保証を要求した。大口貸出の固定に苦しむ鴨東銀行はその重庄を解放すべく裏書信用を与へることによって、手形再割引流通のパイプをひろげるに至る。鴨東銀行は三三三三三三の手形保証(手数料六厘)をはじめ、しばしば保証信用を与えた。破綻当時においてはその残高は六万五千元であった。関西貿易合資会社の振出手形は、まず半ば機関銀行化した京都商工、鴨東両行によって割引かれ、さらに出資社員の保証信用の動員によって横浜正金・京都商工の貸出枠をひろげ、さらにその限界は銀行保証信用の動員によって打破され、手形再割引流通のルートが次第に切りひかれ、拡大していった。保証信用による手形市中再割引の拡大にもかかわらず、京都酒造家に対する固定貸六万円をかかえる鴨東銀行は、露清銀行より保証債務の請求を受け、ついに支えきれず支払停止に追い込まれ、

京都金融恐慌の引金となったのである。

融通手形を基盤とする日本において、手形流通は重役保証、さらに銀行保証、さらに銀行保証の動員によってかろうじて再割引へつうずるルートを開くことができたのである。しかし地方銀行の裏書保証信用は再割引の拡大にとって限界をなす。ここにより強力な保証信用による重層的信用関係が求められる。その一例として豊橋銀行—大阪百三十銀行との関係をとりあげる。

る。

不振にあえぐ豊川鉄道はその資金繰りを機関銀行ともいふべき密接な関係をもつ豊橋銀行の借入に依存した。資本金三〇万、預金約五〇万円に対し、豊川鉄道一社に約四〇万円の巨額の保証債務を負い、経営のバランスを崩し、危機に頻した。そのために豊川鉄道は、会社財産一切を担保に浪速銀行より二〇万円、株式を担保に第三銀行より八万五千円の借入をなした。この全資産をあげての借入によっても資金の窮迫をとめることができず、豊橋銀行は無担保融通手形に裏書保証を与えることにより、三万円帝國商業銀行より再割引融通をひきだした。しかし露清・帝國商業銀行などの大銀行は、豊川鉄道の割引依頼に対し「相当なる銀行の保証あらざれば融通を為すことはざる」とし、豊橋銀行からさらに都市大銀行の一角をなす百三十銀行西陣支店支配人の裏書による高度の保証信用が動員されたのである。大阪百三十銀行の裏書信用を動員することによって、帝國商業銀行より七万五千円、露清銀行より二〇万円の資金を調達した。この他、岡山二十二銀行より三万円再割引されたが、この場合には豊橋銀行と百三十銀行による二重の裏書信用に支えられており、この重層的な保証信用関係を媒介にして、豊橋と岡山が資金融通ルートとして結び合わされたのである。⁽⁴⁾

都市大銀行の一角を占める百三十銀行の裏書信用は西陣支店長の独断によるものとし支払をめぐって露清・二二銀行とのあいだに紛議をよびおこしたが、このときの保証信用の失敗がのちの三七年破綻の一因となった。三四年恐慌のもとで保証信用をめぐる争いは、逸身銀行の融通手形割引における「通例一万円に付五百円の手数料を受け」とる「裏書屋」の介入など頻発していたが、それは裏書保証を事業とする本格的ビルブローカーの欠落に根ざすものであった。その欠落をうめるものが重役や地方銀行の保証信用に他ならない。日銀の再割引は有価証券担保か商業手形に限定されたが、市中（再）割引は無担保の融通手形を含み、その信用度の選別は困難を極め、都市銀行は信用ある地方銀行の裏書にもとずいて再割引するしかなかった。それゆえ日本の銀行の「多くは手形の売買

「ブローカー」の如き心得にて僅かの差益を得ん為に手形割引の取次をなせしに過ぎ⁽⁶⁾。なかつた。とくに地方銀行は、実質的には産業資本と蓄積力ある都市銀行とのあいだをつなぐ手形仲買人としての機能を日本信用機構において果していたのである。しかし地方銀行の裏書によるビルブローカー機能も、地方銀行そのものの弱体な信用力では十分に機能しえず、手形流通のために、重役保証↓地方銀行裏書↓都市銀行裏書へと保証信用の高度化が求められていった。商業手形が充分発達せず、単名融通手形が殷盛を極めるとき、都市銀行は、優良有価証券を担保として割引くか、地方手形につうじている地方銀行の裏書をたよりに割引くか、二つにひとであつた。

明治三四年における預金銀行主義的再編以前の「鞘取」銀行主義的ピラミッド銀行体系はその動力源をなす資金供給を日銀低金利政策に依存し、その縦へ流がす潤潤機能は、有価証券担保と重層的な裏書保証信用が果していたのである。この裏書保証は、重層的なピラミッド体系をなし、この体系をろかすることによって手形が選別されてゆく。しかし三四年金融恐慌において中小銀行は崩壊の危機に頻し保証信用による手形選別機構は安全確実性を保証しえなくなる。「鞘取」銀行主義から預金銀行主義への大転換にともなつて、中小銀行によつてになつたピラミッド型の手形選別機能は、横へのひろがりをもつた本格的ビルブローカーによつてはたされてゆく。縦のつながりによる閉鎖的基盤のなかで、わずかではあれ次第にかたちづくられつつあつた手形再割引は、部分的閉鎖的性格を脱却し、全国各地に開かれた市場機構を構築する困難な地点に到達したのである。

(1) 「第三〇次銀行局年報」より

(2) 関西貿易合資会社の破綻事情については、『銀行通信録』第一八九号(臨時増刊)M三四・七の「各地金融界動揺始末」を参照。『横浜正金銀行史』によると四五万円を貸付け、内十万円は商品担保、一九万円は重役個人保証、一六万円は信用手形である(二二五頁)。

(3) 「露清銀行と百三十銀行との紛議」『銀行通信録』第一九二号M三四・一〇、露清銀行は明治三〇年初頭、京阪神の手形割

引において積極的姿勢をとった。三三年において一九ヶ所の支店と一二ヶ所の代理店をもつ露清銀行は三三年日本の産業資本への資金融通を展開する。八月九州峰池炭鉱に対し帝國商業銀行の保証によつて一ヶ年三〇万円(年一二・五%利子)を融通し、さらに、つづいて福山紡績に対し清商興泰号の裏書によつて三ヶ年二五万円の融通を与えた。紡績資本への資金融通はそれ以後三〇〇万円に拡大してゆく計画であつた。露清銀行は日本の産業資本の手形を割引く場合、必ず信用ある銀行の裏書による再割引の形態をとつて行われた。(『銀行通信録』第一七八号、第一八一号)

(4) 「二十二銀行と百三十銀行」「銀行通信録」第一九二号M三四・一〇

(5) 「各地金融界動向始末補遺(二)」同第一九一号M三四・九

(6) 第一銀行大阪支店支配人長谷川一彦「銀行の預金準備」「銀行通信録」第二〇〇号M三五・六

三 銀行集中の二系列—救済同盟と銀行系列化

明治三四年金融恐慌は、日本における預金銀行主義体系創設にともなう生みの苦しみに他ならない。日銀信用の強力な引締めにより、縦割の日本信用機構を支える動力は弱まり、その根柢から崩れてゆく。信用機構の統轄原理を縦から横へくみかえるためには、うまれたての普通銀行の命綱を断ち切らねばならず、多くの中小銀行が何の手だてもなく横倒しに投げ出され、崩壊の危機に追い込まれた。信用機構の原理的再編は、信用震懾を機構の深部にまで及ぼさざるをえない。ここに至つて、日銀・都市大銀行を中心に、基柢から崩れ、上へ上へと波及してゆく信用崩壊の波を防ぐべく救済活動に乗り出す。最後の貸手として日銀信用は救済融資の主導的役割をはたしたとはいへ、日銀が直接救済の手をさしのべることはなかった。日銀は救済融資を投ずる場合、必ず都市大銀行の保証か、あるいはその地方の銀行同盟参加銀行の連帯保証を要求した。三四年の金融崩壊の過程で日銀救済融資におけるこの二つの保証機構は、親銀行による系列の強化と地方共同救済同盟の群生をうみだした。救済融資におけるこの二つの系列は預金銀行体系への転換を主導する二つの再編原理として機能する。信用機構を縦から横へくみなおすに

あたつて、銀行間の相互資金融通機構が日銀再割引にとつてかわらねばならない。民間の相互協力機構こそが自立のための不可欠の条件である。日銀は自らの金融統制力を維持しながら、その限度一杯に銀行間相互資金融通機構を拡充しようとしたのであり、そのために都市大銀行による縦の系列網の拡大・強化と地方銀行間の横断的同盟の育成の相い反する二つの再編原理をおしすすめていった。この合縦と連衡のころみは、三四年の金融恐慌のなかでその真価を問われた。

日銀主導の救済同盟構想は、明治二九年逸身銀行に対する日銀救済において大阪同盟銀行全体の連帯責任を要求したことに⁽¹⁾はじまる。つづいて三四年金融恐慌において、大阪・京都・名古屋など各地で銀行救済同盟が結成され恐慌波及の防止に大きな役割をはたした。大阪における逸身・第五十七銀行、京都における鴨東銀行救済に効力を發揮した。⁽²⁾しかここで注意すべきはこの有志救済同盟には、大阪・京都に支店をもつ三井・三菱・第一・鴻池などの都市大銀行は本店の許可を必要とするという理由で参加を拒否したことである。⁽³⁾支店銀行の不参加によつて救済同盟は地方単位の地域的救済同盟としての性格を強くもつに至った。こうした地方的協力機構としての性格は名古屋の場合に最も典型的にあらわれている。

名古屋においては日銀が名古屋支店を開いた三〇年以降名古屋本店銀行は日銀と密接な接触が可能となり、次第に中京金融界全体を統括する位置を占めるに至った。三四年大阪に金融恐慌が勃発するや、明治・愛知・名古屋・伊藤・名古屋商業の本店銀行および三井・第一の支店銀行の七行はもし組合銀行に万一の事態が生じたときは日銀から七行の連帯保証により融資を受け救済する旨の決議を予め行つた。その後豊橋銀行の破綻の影響を受け広く取付けをうけたとき、この救済同盟は発動することなく、明治・愛知両行が主として救援にあたつた。⁽⁴⁾三井・第一などの支店銀行を含めた都市大銀行による救済同盟は実際には機能することなく、その地方の本店銀行を主体とした

救済同盟に転じてゆく。名古屋においては、愛知・明治に名古屋銀行が加わって明治四〇年、中京金融界の救済同盟ともいふべき「三角同盟」⁽⁵⁾に結実してゆく。

愛知・明治・名古屋・伊藤・名古屋商業の五行からなる名古屋本店銀行による実質的な救済同盟は、その活動範囲を名古屋にとどめることなく、中京周辺一帯に拡大していった。まず、尾西同盟銀行および尾北同盟銀行が日銀に救済同盟として認められ、信用崩壊にそなえたが、実際には機能することはなかった。これに対して伊勢地方においては、まず有力銀行による救援融資が先行した。桑名商業銀行の場合には、明治・愛知を中心とする名古屋本店銀行五行の救済融資によって救われ、神宮為替方をつとめる山田銀行の場合には、百五・伊勢・明治三行による共同救済が中絶したあととじて三重銀行同盟会の有志銀行七行（三井・第一・百五・伊勢・小津・愛知・明治）は百五・伊勢・愛知三行を代表銀行とする同盟救済を決定した。しかし実際の救済は、まず伊勢の有力銀行百五・伊勢・小津の三行による救済がなされ、そのうえでつぎに中京金融界の「中央」銀行の位置にたつ明治・愛知両行の保証によって日銀信用が投ぜられたのである。

以上のように名古屋本店銀行とくに明治・愛知両行は、名古屋を中心とする中京周辺一円を舞台に、各地方の有力銀行と協調しながら臨機応変に実質的な共同救済を敢行していったのである。これは中京金融界の飛躍をバックとする明治・愛知両行の都市大銀行への上昇を反映するものであったが、それは親銀行の系列強化ととらえるよりも、「三角同盟」につらなる地方救済協調団と理解するのが妥当であろう。

日銀支店をもたない地方における救済同盟は、近接する大都市の救済同盟を媒介にして日銀信用を受ける。伊勢の場合は、支店を設け、深い信用関係を築いている名古屋本店銀行が直接救済団を結成したが、都市大銀行の支店をもたない大和同盟銀行においては、有志救済同盟が結成されたが日銀大阪支店は大阪有志救済同盟の保証を要求

した。当時大阪有志救済同盟は自己の存在理由を疑い解散を検討しつつあったから、保証を与えることを拒否し、大和同盟銀行有志に対する日銀救済融資は発動することなく終った。

日銀支店から遠隔の地方においては、日銀救済融資に依存するのでなく、地方銀行の協調関係の強化を訴え、地方救済同盟を志向する。その例としては、金沢銀行同盟会・松山中銀行決議和歌山有志銀行にとどまる。救済同盟は、大阪・京都・名古屋を結ぶ地域に限定されたのであるが、それは救済同盟を組織するだけの力量を周辺の地方銀行が末だもちあわせていなかったことに由来する。名古屋における明治・愛知・伊藤・名古屋などの本店銀行に相当する資力をもった銀行が数行存在することが、地方的救済同盟成立の基礎条件であろう。しかしながらこの過程は同時に都市大銀行化の過程であり、親銀行として系列支配を拡張・強化してゆく過程に他ならない。一地方内部における横断的な相互資金融通を志向する共同救済同盟が、都市大銀行による系列支配に圧倒されてゆく姿は、大阪銀行救済同盟の成立と解散のうちに鮮かに示されている。

三四年金融恐慌の口火を切った第七十九回難波両行の破綻を黙視した大阪銀行界は、逸身銀行さらには鴻池系の信用ある大阪貯蓄銀行の取付けを眼前にし、信用を誇る大銀行も不安の念におさえがたく、四月大阪銀行集会所で共同救済の検討を開始した。議論は自然淘汰の共同救済無用論が続出したが、逸身ドミノ理論が押し、東京に本店をもつ三井・三菱をのぞく浪速・三十四・百三十・山口・住友・鴻池・北浜・帝商の都市大銀行八行の連帯保証によって日銀は五〇万円を限度に逸身銀行に救済融資を投じた。さらに追加融資の必要から、大銀行八行に、三井・三菱・および近江・井上・藤本・積善同盟・起業支店の有志銀行を加え、十五行からなる「団体各銀行の連帯責任を以て日銀支店より資金の供給を求む」有志救済団体を組織するに至った。この有志救済団体は、逸身さらにつづいて第五十八銀行救済に出動し、金融恐慌を一時鎮静化することに成功したのである。

共同救済同盟の絶大な効果が認識されたのもつかの間、三日後前島銀行の救済要請に対して、方針を一転、突如有志救済団体の解散を決定した。「此上団体を継続するに於ては徒に各自の累を激すのみ」と救済融資のごげつきを恐れ、もし救済の必要あれば「所謂親銀行に就て融通を請はしむべし」⁽⁸⁾と救済同盟を解散し親銀行による系列支配に道を譲ったのである。何故か。第七十九「難波銀行の破綻のち、資金の回収激しく「同業者間の取引の如きも全然停止の状態となり」そのうえ「所謂親銀行と雖復た児銀行を顧みるものなきに至」り、親銀行の信用収縮によつて切りすてられた中小銀行は資金融通のあらゆる方途を失ひ窮地に追い込まれる。この窮迫小銀行に最後の資金を融通するところに、すなわち親銀行による系列支配の強化によつて切りすてられた中小銀行あるいは系列支配に参加していない中小銀行の破綻が上層に及ぶのを阻止するところに共同救済同盟の意義がある。しかし救済同盟はこげつきを恐れ調査を厳しくし選別は峻烈となり、ほとんどの依頼銀行は救済を拒否され「所謂共同救済も亦有名無実」となつてしまつたのである。すなわち大阪の都市大銀行は没落する中小銀行を相互救済のもとに支えてゆくことを拒否し、個別銀行の利害から選別し系列化を強めてゆく路線を採用したのである。それは前島銀行救済以降の北浜銀行をはじめとする救済活動のうちに明確にみとることが出来る。

恐慌がひとまず鎮静にむかつた五月、堂島米穀取引所の投機をめぐり臨検をうけたことから大銀行の一角をなす北浜銀行が激しい預金取付けをうけ、再び信用崩壊の危険にさらされた。北浜銀行は、救済同盟に依頼することなく鴻池銀行を中間銀行として日銀より融資を受ける保証をえた。しかし結局は日銀信用に依存することなく鴻池銀行の融資によつて事態を切抜けたのである。この鴻池—北浜にみられる親銀行救済方式は、その後一般的となる。北浜取付にともない大阪金融界の弱い環ともいふべき逸身銀行が再び危機に陥り共同救済を要請したが、有志救済団は拒否し、ついに支払停止となつた。ここに「共同救済亦頼むに足らず」の空氣を生み、「無限責任を標榜せる個

人銀行と雖も決して之を信憑するに足らず」と、第五十八・大阪貯蓄さらに木原・虎屋・虎友・古市などの個人銀行が激しい預金取付けの嵐に襲われた。ここに至って有志救済団は再び第五十八銀行救済にうごいたが、逸身銀行に対しては共同救済法によらず八行が各自の責任で五〇万円を融資したのである。有志救済団の実に限定的な活動に対して、虎屋銀行などの個人銀行は「所謂親銀行を介して」日銀融資を仰ぐことによって破綻を回避する。虎屋銀行は住友、木原銀行は鴻池の援助をうけ親子の系列を強化すること、ここに自らの存続の可能性をみいだしたのである。救済同盟による連衡の試みは合縦運動に圧倒されてゆく。

明治三四年金融恐慌のなかで横並びの自由競争原理が作動し銀行集中がその苛酷な必然性を貫徹してゆく。日本の銀行集中は、地方銀行同盟と親銀行による系列支配の二つの可能性を含む。日本の銀行集中の現実、後者が前者を圧倒してゆく過程に他ならない。恐慌下、日本信用機構の再編成において、親銀行による系列支配を主軸に銀行集中運動が開始された。たとえば東北屈指の七十七銀行は国立銀行時代に累積した百十二万円に達する固定貸の整理に苦しみ、巨額の借入金によってかろうじて息をつく窮状にあった。この固定貸の整理を断行するために三六年第一銀行を「親銀行とする事」に決定し、日銀に対する保証と二〇万円をこえる応援融資をえたのである。こうした事例は無数に存在するが、その典型として安田銀行による系列銀行化をあげることができる。

安田善次郎は明治一七年・二三年恐慌における破綻銀行の救済活動に従事し、その結果多くの国立銀行を安田銀行の系列下に加えていった。関係した国立銀行は第三銀行以下二六行に及んだ。とくに三四年金融危機において積極的に救済を敢行し、その救済銀行を自己の傘下にくみこんでいった。第四十八・第九十八・第九・第二十二・十七・京都・肥後の七行および三七年には大阪百三十銀行を系列化に成功している。その成功は、熊本経済救済会による熊本の地方銀行の⁽¹¹⁾大合同を排除するものであった。安田銀行はその後四〇年恐慌で大垣共立以下四行、大正九

年恐慌で七行を系列化し、大銀行コンツエルンをつくりあげていった。それが支店銀行形態をとらず、系列銀行形態をとったことは、単一銀行制のもとのアメリカにおけるチェーン銀行 (Chain Banking) による銀行集中と軌を一にする。創生期国立銀行制の骨格を形成する単一銀行主義を根柢から払拭できない明治期日本信用機構において、銀行集中は系列銀行化を軸として展開する。全国鉄道網の完成、全国商品・資本流通の飛躍的拡充の基礎条件をえて、はじめて日本の単一銀行主義的骨格は払拭される。それゆえ大正一二年二〇九の支店網を創出した安田大合同は、日本における単一銀行制から支店銀行制への構造転換の画期をなすものである。

アメリカと異なり支店設置について法的規制をもたない日本において、単一銀行主義的骨格が長く残ったのは、地方的分断孤立性に求めることができる。かかる地方的分断が克服されないところでの銀行集中は、支店銀行へむかわず、地方銀行同盟と親銀行による系列支配の二つの可能性をもつこととなる。この地方銀行同盟型の銀行集中を現実化するひとつの過程として地方における共同救済同盟があった。この救済同盟は、明治三四年恐慌のなかで出現し、その後明治四〇年恐慌・大正九年恐慌の過程で広島・千葉・静岡・浜松・山口・神奈川・和歌山⁽¹²⁾などで結成されたが、そのほとんどが実施されずに終わった。救済同盟は、日銀信用を軸とする親子銀行系列の動揺を限度内におさえこむために生れたものであり、日本信用機構の緩衝機構として恐慌下に顕われ、好況の萌しとともに潜行する。この伏流をなす連衡のうごきは、底辺に凝集する小地方銀行の破綻のつづくかぎり消失することはない。大正一二年安田大合同を画期とする支店銀行制への移行にともない、救済同盟のこころみは、それに対抗すべく、行政力の支えを強めながら地方銀行合同、さらに一県一行主義へとうけつがれていったのである。

(1) 『明治大正大阪市史』第四卷経済篇下五一頁

(2) 『各地金融界動揺始末』『銀行通信録』第一八九号 (臨時増刊) M三四・七

- (3) 同 第一八九号および平井環吉「京都金融小史」三九頁を参照
- (4) 「大阪貨幣市場の恐慌」「銀行通信録」第一八六号M三四・五
- (5) 「愛知銀行四十六年史」九九頁
- (6) 「各地金融動揺始末」「銀行通信録」第一八九号M三四・七
- (7) 金沢については「銀行通信録」第一九〇号M三四・八、松山および和歌山については第一八九号M三四・七を参照
- (8) 大阪救済団体の詳細については「銀行通信録」第一八九号所収の「各地金融界動揺始末」の「第一大阪市」を参照。
- (9) 「七十七年史」三四七頁
- (10) 安田銀行の系列化については「安田保善社とその関係事業史」を参照。
- (11) 熊本地方は三四年恐慌によって、第九・百五十一・九州商業・福永の四行が支払を停止し、金融流通が閉塞したため、熊本市官民有志による熊本経済救済会において、九州商業と百五十一兩行を合併すること、さらに第九・肥後を加え四行を合併し一大銀行とする構想がすめられていた。(「銀行通信録」第一九〇号、一九一号)
- (12) 静岡県下の伊豆銀行など八行による救済同盟(M四〇・六・六)浜松四銀行による救済同盟(M四〇・六・上)広島県下八普通銀行と七貯蓄銀行による広島県同志銀行共融会(M四一・五・一)千葉町における農工銀行など四行による救済連盟(M四一・五・二七)山口県同志銀行九行による救済同盟決議(M四三・四・九)神奈川県郡部銀行は左右田銀行を親銀行とする二九行からなる互助連盟(T九・八・一〇)和歌山県銀行同盟会による救済規約および銀行合併協議案(T一二・五・一〇)「銀行通信録」および「大阪銀行通信録」より収集)

(一九七二・一二・一五脱稿)